

明治二十七年十二月廿六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 12. December, 1908.

VOL. XXI.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

# 監獄協會雜誌

明治四十一年

十二月二十日發行

第貳拾壹卷

第拾貳號

監獄協會發行



# 監獄協會雜誌第貳拾壹卷第貳號

## 論 說

### ○歲 晚 の 辭

一年の終末に於て其一期年に於ける事業の經過を叙述し歲晚の辭と爲すこと年々歲々其軌を等ふす  
玆に明治四十一年を送るに當り其例々襲ひ歲晚の辭を草せんとするや吾人の胸底は警鐘を打つか如く  
波動愈急なり何を以て然るか過去一年に於ける歴史上の事實は交々浮ひ出てつ吾人に告ぐるあれはな  
り而して數へ來れば意外ならざる事實は意外に多きを認むると共に成申の一歳は永く紀念とすべく刻  
離すへからざる印象を刻したるを感じたりき今乃ち舊例を踏襲し其梗概を叙せんか改正刑法實施の結  
果は監獄制度の上に幾多の變遷を來し(一)監視刑の全廢(二)免幽閉の廢止(三)附加刑としての罰金の結  
割除(四)罰金に換ふる禁錮の廢止(五)犯罪責任年齢の限定(六)懲治處分の廢止(七)累犯者に對する量  
刑の加重殊に判決確定後發見したる累犯の科罰(八)勞役場留置處分の制定(九)假出獄を許すべき者の  
法定期間の短縮(十)量刑範圍の擴張、此等の改廢は吾國從來の刑事政策の根柢を變動し監獄行政の革  
新を表彰したるものにして直接に監獄事業の按排に影響するの最大なるものなり

監獄法に至つては監獄法施行規則なる副産物を伴ひ來り刑法と相俟つて監獄事業の舊套を一掃したる  
の感なくんばならず、刑法の改正と共に改廢せられたるものを除外するも猶數多の條項の加はるあり  
試に其第一章を通覽し舊法と對照するも集治監留置監及懲治場の廢止の如き十八歳未滿の者の處遇の

と如き監獄の分割の如き勞役場附設の如き僅々十箇條項中に於てすら注目すべき新なる旨義方針を示すものあるにあらざるや斯く觀じ來るときは全篇悉く舊法又は舊慣例と格段の意義を包有せるかの想ありと雖も就中其主要なるものを輯むれば(一)傳染病者の收監に拒絶の餘地を認め(二)作業賞與金の性質を明にし(三)就業に因れる創傷又は疾病の輕重を酌量し手當金を給し得るの制を創設し(四)精神病傳染病者を病院に移送し得るの規定を置き(五)受刑者の信書接見に制限を附加し(六)不適當なる若しくは在監者に於て受領を拒みたる物品の處分權を認め(七)懲罰の種類を増加し犯行に適應すべく執行方法を擴張し(八)警察官署は假出獄者の監督を他に委任し得るの裁量を認め又帝國外の旅行を認許するの途を開き(九)釋放せらるべき者重症に罹りたるときは仍は在監せしめ得る臨機處分を認め(十)釋放せらるべき者に歸住旅費又は衣類を給與し得る規定を置き從來の善例を襲蹈し其範圍を擴張せり、此等の條項は多年監獄當局者の熱望措かざる所にして本法施行前に一二の事項は實行せられつゝありと雖も以上の多くは最近の思想を基礎とし文明の制度を斟酌したるの進歩せるものにして吾監獄制度の眞體を言明したるものなると共に監獄當局者の自由裁量の効果を奏せしむる根據を爲すものなり之れ豈監獄事業革新の動機にあらずや新刑法及監獄法の精神を貫徹せんが爲め當然付帶すべき枝葉法規の制定せられたるもの亦少しとせず即ち懲治處分なるものを廢したる結果之が代償物たる感化法は改正せられたるが如き、監視制度廢せらるゝや之に類似せる假出獄取締細則は發布せられたるが如き監獄官吏の携統に關する勅令の發布を見るに至りたるが如き其主要なるものに屬す其他監獄作業に關し物品出納保管に關し又は在監者の處遇に關する處務規程の如きもの、改廢せられたるものに至つては枚擧に遑あらざるなり蓋し刑法及監獄法は行刑の骨子の骨子を蒐めたるものにして骨子は骨子のみを以て萬般の作用を果すこと能はず之を擁護する皮膚なかるべからず是れ枝葉法規の伴隨する所以にして此れ在りて陪々骨子の眞價を發揮すと謂ふべき也

更に新法施行に關し實地に開催したる會議、講習會若くは新に設置したる機關あるを忘却すべからず新法の旨義を釋明し敷衍せんが爲め開催せられたる典獄會議を始め懲治處分なるものを刑法より除外し感化法に委ねたるが爲め感化事業の眞體觀念を普及せんとして内務省は該事業關係者の講習會を催し新法に於て立脚地を認識せられたる出獄人保護事業を發展せしめんが爲めに本會主催の下に同事業關係者の講習會を開きたる如き亦新法施行を紀念する等しく没却すべからざる双壁にして犯罪に對する時代思想を代表し一般豫防又は特別豫防の目的を達するに此種機關の必要あるを社會に警告したるものと謂ふを憚らざるなり而して以上の會議及講習會なるもの、開催せられたることを並に其組織内容如何に就ては外部に公表せられ何人も知悉する所なれども内部に在りて隱然重きを爲せる一二の機關あり何ぞや法律施行準備委員會茲に累犯異同識別法調査委員會是れなり前者は司法次官監獄民刑兩局長其他高級參事官監獄事務官を以て組織し後者は監獄民刑兩局長監獄事務官の外専門の材幹ある參事官檢事に依りて組織せらるゝものなり前者は主として新法施行に關し省令を制定し訓令を發布するに當り審議決定する機關なり、監獄法施行規則は此機關に由りて編成せられたるなり後者は新刑法に於て累犯者に對する刑の加重方法を改正したる旨趣に遵ひ累犯者を識別する方法如何を調査する機關にして曩に委員はベルチヨン式身體測定法と指紋法を選擇し二者の優劣を比較し遂にハンブルグ式指紋法を採用するに決し爾來委員は各地に於て指紋押捺に關する説明と實習を行ひ尋で應急の訓令は發せられ現に指紋を押捺せる紙片は各地より中央に蒐集しつゝあり中央にては之が分類に汲々日も足らざる現況にして日月の経過と共に熟練を経て絶大の効果を奏せんこと疑なし之れ實象したる機關たるなり

成申の一歳に於ける重要事實は新法の實施に伴ひ發生したるもの多きは論を俟たずと雖も之れと關係

なくして起りたる事實あり監獄界の明星小河博士は清國啓蒙の重任を帯び彼國上下に監獄思想を注入し併せて監獄制度改良の爲め同國政府の招聘に應じたるを韓國監獄の施設を改良し之を實地に行はんが爲め斯道の智識と經驗に富める神野典獄其他有爲の實務家相接踵して彼地に赴きたるは戊申の歲月を飾れる新事實にして吾監獄制度の革新時期と合致したるは偶然なりと雖も吾監獄制度の實價を紹介すると同時に吾監獄事業の將來に刺戟を與へたること甚大なり加之此事實ありたるに因り吾監獄の要位を占むる數多の典獄をして去就更迭せしむるの結果を來したること亦近年稀に見たる事實なりと信す

叙上の事實は明治四十一年に於て釀生したる事實にして吾人の應酬したる若くは應酬しつゝある所にして永遠に紀念すべきものなりと謂ふべく此紀念は如何なる果實を結ぶべきか吾人は刮目して其趨勢を觀んとするものなり

## 講

## 演

## ○幼年犯罪者に就て

學法士 泉 二 新 熊君

今日は土曜で好天氣でありますに拘らず、斯く多數お集りの所で一場の講演をすることの出来まするのには私の光榮に存する所でございます。此間突然谷田さんからして何か話をして呉れといふ依頼があつたのでありますが、近頃公私共に非常に多忙を極めて居りまして、秩序立つた調をすることが

出来ませぬので、言はゞ支離滅裂の儘にちよとしたお話をして責を塞ぐだけに止まるのであります。暫く御清聴を汚します。演題は「幼年犯罪者に就て」といふので大變廣い題でありますから、之に就て諸種の方面から研究を遂げ其結果を十分に報告するといふことになりますれば、實は此一席の講演を以ては盡すことが出来ないのであります。で題は廣ふございますが、爰でお話をすることは極く簡單であります。先づ項を別ちますれば第一には幼年者の責任能力、即ち刑事責任年齢のこと、第二に幼年犯罪者に對する刑罰、第三に幼年裁判所、第四に幼年者に對する刑事訴訟、第五に現行法に於ける適用、第五項に別けて極く簡單にお話を致さうと思ふのであります。此協會員諸君は今日此席上に斯く多數の御出席あることを見ましても皆御熱心の方であるといふことは疑のないのであります。隨つて平素是等の問題に就ては十分御研究の結果を抱持せられることと信じて居るのであります。随つて私の簡單なるお話は諸君の疾に御承知のことを繰返へすやうなことであるかも知れませぬけれども、又多少適用上に就て私一個の考として極く簡單のお話をすることも御參考にならうかと思ひますから、兎に角今の順序でお話をしやうと思ふのであります。併ながら唯今申しました各事項に道入る前にちよつと此幼年者の處遇といふことに就て近來の景況をお話する必要がありますがあらうと思ひます。

近來幼年者の犯罪といふことに就きましては、非常に學者及び實際家の間に興味を以て研究せられ、種々の方面に於て種々の研究と問題を惹き起しつゝあることは御承知の通りであります。先づ幼年裁判所といふもの、設置が近頃到る所に計畫せられつゝあり又實行せられつゝある。それから此幼年者の犯罪に關する著述論文等は殆ど數ふるに遑ないのであります。試みに極く最近の著述論文等の中で重なるものを申しましても。法曹記事第十八卷第九號に幼年者に關する刑法といふ事項が譯載されて居ります。其中のレントンの「幼者に關する刑法」といふので比較法學上より刑事政策的に研究して居る書物があります。それからブリュノダルの「我幼年犯罪者に對する待遇問題」ライヘルの「幼者の過忘

過失と現行法」ターレマンの「外國に於ける幼者の待遇」フオンローデンの「幼年犯罪者」といふ書物もありません。内容も法曹記事に極く簡單に見へて居りますから申上げる必要はないと思ひます。それから幼年者の處遇の問題に就て亞米利加で第一に千八百九十一年頃から婦人協會や辯護士協會などで盛んに幼年裁判所の特別の組織に關する議論が出て、御承知の通りコロラド州のデンバー市で幼年裁判所が出来てリンゼーといふ判事が力を盡して居る。其後大陸諸國に於ても種々の會議が開かれて獨逸法曹會であとか或は辯護士大會であるとか或は監獄會議であるとかさういふ各學會に於て殆んど總ての場合に於て此問題が出ないことはないのであります。最近に於ても一昨年十月伯林に於て開かれたりしたる幼年研究及び幼年保護會議でも申しますが兎に角さういふ事項を研究する會議が開かれ又昨年五月には塊地利のウキンに於きまして兒童保護會議といふものが開かれ、又矢張り一昨年九月に獨逸で有名な教授連が遣入つて居る彼の國際刑事協會獨逸本部の會員が非常に此ことに關する研究をして其研究の結果を報告するといふことになつて居る。其研究の結果を報告する爲に出来ました書物がドクトルボルキョーネー氏の著したので「幼年者犯罪の處罰及び訴追に關する帝國法律の草案」といふ題で一の論文を書いて居ります。それから其結果は更に獨逸の中央會議……矢張りこれも一のさういふ種類の研究をする會議でありますが……それで報告をして居ります。さうして其席上に於ては非常に此點に關係を有つて居るリスト氏とかクローネ氏とか種々の大家が之に就て批評論究して居るといふやうな有様であります。推して如何に此問題に關する研究が盛んであるかといふことが分るのであります。元來此幼年者の犯罪に關する問題の起りを申しますれば矢張り亞米利加であります。亞米利加は餘ほど面白い國でありまして、建國が新しいだけ總ての政策問題などは最も新規なる方面から研究し、立法例等も亦最も新規を極めて居るのであります。一面に於てはそれと正反對に野蠻の風習もあるといふことは御承知の通りであります。或は彼の「ランチェ」といふ黑人に對する一個人

の殘酷なる復讐行爲を法律は認めて居ないけれども暗黙に認めて居る。或は近頃起りました東洋人殊に日本人排斥問題といふことが盛んに實行されたのである。是等の野蠻の風習及び行動も一面にはあります。又他の一面に於ては餘ほど面白い國である。御承知の通り彼の刑の執行猶豫といふ制度も矢張り此幼年者の犯罪の取扱に關する問題と同様に最新の刑事政策上の最も趣味ある最も有益なる問題であります。其起りを尋ねれば矢張り亞米利加である。千八百七十年にボストン府で此刑の執行猶豫の制度を認めた以來千八百八十七年英國之に倣ひ千八百八十八年白耳義で之を用ひ、それから間もなく佛蘭西で之を採用し千八百九十五年頃から獨逸の諸國に行はれるやうになりました。無論形は皆違つて居りますが趣意は皆採用されて居る。今度は遠く此日本帝國の刑法までも動かすといふことである。それと同じやうに幼年者の犯罪に關する問題が亞米利加に於て先づ發達してそれから英吉利に渡つて歐羅巴諸國に來ました未だ我邦にはそれほど盛んに表面上研究はありませぬけれども何れ諸君の間には十分御研究の方があらうと信じます兎に角頗る趣味あり又利益もある事項でありますから近き將來に於ては定めて識者の間に問題となり又或は立法上にも問題となるかも知れぬと思はれるのであります。要するに亞米利加は刑事政策の根源地であるといつてよからうと思ふのであります。御承知の通り彼の羅馬法は私法の上にて於て非常なる勢力を有て居ります。羅馬帝國は武器を以て世界を征服し又法律を以て世界を征服したといふ風に言はれるほどに其法律といふもの、勢力は盛んであり、彼の佛蘭西法が之を繼承してさうして我邦でも繼承されて居る。今日の少し以前の法制といふものは總て羅馬法の流を汲んで居るといふても差支ないのであります。是も無論ボアブナード氏が來た以來、而して此新刑法などの公布される前の法制に就て言へばさういふことが言はれるであらうと思ふ。併しそれは總て此私法の領域に於てさういふ狀況でありまして、公法の上から言ひますれば憲法、行政法等の觀念は寧ろ英吉利法系が世界を風靡したと言はなければなりません。憲法政治の鼻



法の關係では全く同一に取扱ふ斯ういふことになつたのであります。私の考に依りますれば此責任能力の基礎として舊刑法の如くは是非の辨別力に於つて決定をするといふことは甚だ間違ひである。それは多數の學者の言ふ通りである。又新刑法がこれを排斥したのも理由がある、なせかと申しますると、人の精神状態といふものは、決して是非の辨別力に依つてのみ決定することは出来ないものである。從來心理學者は精神作用を別ちまして智情意の三つと致して居ります。其精神作用は總括して之を研究すべきものであつて、其智力の方からのみ精神の成熟して居るや否やといふことを見ることは出来ないものである。此智力の方面からのみ見ると、刑法に折角是非の辨別力の有無に依つて犯罪の有無を決めるなど書いてあつても、實は殆ど總て辨別力ある者と認められる。刑法に書いてあつても效能はない。智力の發達は教育の發達と共に非常に早く發達するので、昔の人の十五歳の時より今の七八歳の小學兒童の方が發達して居る。そうすれば七八歳の兒童でも他人の物を取れば悪いといふことは知つて居る。お前は泥坊することが悪いと知つて居つたかと裁判所で聞くに知つて居りましたと答へる。私は悪いことは知りませぬと答へる者は私共の經驗上未だ曾てない。さうすると法律に書く場合に是非辨別力の有無に依つて刑事責任能力の有無を決めましても實は空文に屬することであつて要がないのであります。故に智識の方面からのみ之を見ることは出来ない。詰り刑罰を科するには精神が普通の状態に成熟して居ることを標準にしなければならぬ。これは即ち智的方面ばかりではない。精神作用に感情といふものがある。又其感情を相當に抑制し得るだけの意力があるかどうか、是等のものを合せて其成熟の状態を見なければ決して人の精神状態の成熟とか不成熟とかいふことは見られぬ譯であります。さうして幼者は心理學者醫學者其他の實驗者が實驗上學理上説明するが如くに、決して十四歳位で完全の發達をするものとは認められぬと思ふ。十四歳を標準にして、十四歳以上の者は二十歳未満の者でも二十歳以上の者でも一緒に取扱ふといふことは、事實上日本の今日の状態に於

て日本人の發達の状態に於て無理であります。でありますから今日新しい立法上の提案としては、決して日本の刑法の如く十四歳で打切主義を執らうといふものは殆ど一つもないといふてよからうと思ふ。獨逸などは今日まで我刑法と同じやうに十二歳を標準として十二歳未満は無罪十二歳から十八歳までは辨別力の有無に依つて刑罰責任の有無を決しやうといふ考でありましたが其絶對の無責任時代を十四歳まで上げるといふことは殆ど學說上の定論で誰も反對者はないけれども十四歳以上十八歳位までか問題であります。日本でも十八歳未満が監獄法や監獄法施行規則其他感化法等に於て標準になつて居りますが、兎に角十四歳以上十八歳未満の幼者に就て特別の處分をしやうといふことに於ては殆ど又學說の一致する所であります。我新刑法に依ると十四歳以上の者はもう成年者と同様に犯罪能力がある。而して其者に對して犯罪を認められた時は成年者と同様に死刑も無期刑も科することが出来る舊刑法では少くとも死刑は科せなかつたが、今度はそれも出来るといふことになつて居ります。で私は幼年者に對して敢て刑期を短かくせよ刑量を減せよといふのではないが、少くとも死刑の如き絶對刑を科するの必要はないと思ふのである、又刑罰も未成年者に科すべき刑罰は一定の制限をする必要がある。斯ういふ風に考へて居るのであります。さういふ制限を付するの必要あるに拘らず、我新刑法は打切主義になつて居るのは寧ろ缺點であらうと信ぜらるゝのであります。刑法學者は大抵人の能力といふものは無能力であるが有能力であるかどちらが一方である、中間に位するものはないといふ説を唱へて居りますが、併し又他の一面に於ては事實上一定の分界のあり得ることが分つて居ります。即ち十四歳なら十四歳までは一般的の意味で全く能力が無いといふてよからう。ところが十四歳以上十八歳までの者とそれから十八歳以上の者との理解力意力等の成熟の程度を一般的に抽象的に較べて見れば必ず段階がある。それは個々の人に就ていへば一々區別は出来ませんが、平均を見れば必ず其間に程度が分かれるのであります。故に十四歳以上でも一般普通の人として完全に成熟して居る年

齡と、それから全く未熟ではないが一般普通の人を標準にすれば未だ其域に達して居ない年齢と此二つに分けることは事實に反しないと思ふ。刑法は瘡腫者に就ては之を罰しない場合と減輕して罰する場合と兩方認めて居る。是なども法律は「之を罰せず又は其刑を減輕す」といふことだけを書いて、どういふ時には罰するとかどういふ時には罰せぬとか書いてない。けれどもそれも矢張り其間に精神の成熟といふが如きことを標準にしなければ此區別は出来ない。罰せぬでもよい又は減輕して罰してもよいと法律に書いてあるから氣隨氣儘に裁判官が或は罰せず或は罰するといふことを決めよといふのではない。お前が罰したければ罰し罰したくなければ罰せぬでもよいといふのではない。随つて裁判官は或瘡腫者に對してどうも罰してよいか罰しなくてもよいかちよつと分らぬからお互の間で鬭引をして三人の中で罰するといふ鬭が二人當つたら罰しやうではないか、或は何か捧でも立て、罰する方に倒れたら罰しやうでないかといふやうなことで決めることは出来ない。何か職務上の裁量の標準となるべき理屈がなければならぬ。此區別は即ち精神がそれほど成熟して居る者であるや否やを十分研究して之を區別する外なからうと思ひます。然も其點に就てはそれを罰するに罰せぬとは必ずしも精神の成熟といふことからばかき見るのではない。無論精神の成熟せりや否やといふことを一面に於て見なければならぬが、此刑罰は今日の議論に依れば犯罪豫防の一の手段であるとする斯う見て居る。さうなると、其刑罰の目的の上からも研究しなければならぬ。即ち其人間の精神状態ばかり見てそれが分るのでなくして周圍の状況も見なければならぬのである。精神の成熟の程度からいへば甲と乙とが殆ど同一の程度に成熟して居る。けれども甲は從來善良なる家庭に養育された者であつて、何一つ不足がない。然るに好んで他人の物を盗んだ。乙は之に反して親は無し兄弟は無し己むを得ず乞食の仲間に入つてそれから泥棒の親方にでも捉つて其指圖の下に泥棒をしたのである。斯ういふ場合には二者の間に天地の差がなければならぬ。從來善良なる家庭に於て何不足なく育つた者が好んで泥棒をす

るといふことであるならば、是は到底普通の感化法を以ては改良することは出来ない人間である。之に反して其周圍が非常に悪いが爲に泥棒をしたといふやうな人間は善良なる周圍の家に移せば改良の見込があるのである。故に一面に於ては精神の成熟の程度を見、一面に於ては周圍の状況を見て是は果して普通の教育手段で改良することが出来るか或は教育手段では到底改良は出来ない。どうしても刑罰手段に俟つ外ないといふ程度の者であるか、さういふ周圍の状況等の緻密なる研究に依つて……主觀的方面から客觀的方面から研究して……其罰すべき者と罰すべからざる者とを決める必要があると思ひます。之に反しまして幼年者に就ては十四歳以上であれば精神成熟の程度を見る必要はない……其周圍の事情なども、刑の程度を量定するには無論究めなければならぬが、處罰するや否やに就ては其必要がないといふやうに刑法では見へるのでありますが、併ながら刑罰の目的が犯罪の豫防にある。而して新刑法が其趣意に従つて居ると致しますれば其全體の趣意に従つて出來得る限りは刑罰の目的に適ふやうな取扱をしなければならぬといふことを茲でちよつと申して置くのであります。

第二には幼年者に對する刑罰であります。是は唯ちよつと申したのでありますが、幼年者は一體精神が餘り成熟しない者であるからして其點で刑を減輕しやう。應報主義からいへばさういふことになるのであります。私は必ずしもそれを主張するのではない。併ながら元來此幼年者なる者は青年者に比して特別の状態にある者である。總て學校の教育其他の事柄が小さい時分に仕込むことが出来るので、大きくなつて頭が固つて仕舞つてからは到底教育を施す途もないといふてよい。であるから教育をするにも小さい時分を撰ぶのである。これと同じやうに犯罪幼年者を懲戒するといふことも、成年者に比すれば餘ほど望あり且又容易であると認めなければならぬ。無論それは能く了解しないなどといふことだから却て成年者よりも取扱の仕悪くいこともあるが、これを能く含んで了解することの出

来るやうにしてやりさへすれば之を矯正することは成年者に對してよりも容易であるといふことは殆ど異論はなからうと思ふ。元來刑罰の目的は及ぶべくだけは犯人の非社會性を撲滅して仕舞つて此社會に適應せしめやうといふことを期する點にあるのである。已むを得ない時には淘汰をしなければならぬ隔離しなければならぬ。死刑無期刑の如きは極めて己むを得ない極端の手段である。此の如き刑は既に今日廢すべしといふ即ち死刑廢止論などが盛んにある位であります。死刑を存するとしましても幼年者に對して即ち將來改良の見込ある者に對して死刑の如き絶對刑を行ふ必要はないと思ふのである。是は幼年者であるから刑を軽くせよといふのではないが、刑罰の目的からいふてさういふ必要はないと思ふ。從來の立法例では寧ろ應報主義といふ方から、また子供であるから可哀相だといふので軽くしやうといふ觀念であつたかも知れない。又さうでありませうが、兎に角死刑などは科して居ない。我邦では徳川時代の法律それから舊刑法以前の刑法などに就ていひますれば、亂氣で人を殺したのでも矢張り死刑に處するなどといふ規定がある位でありますから、特別であります。近頃の文明的の刑法であります。幼年者に對して死刑を執行しやうなどといふことは先づ殆ど無いといふてもよい位であります。二一ないといふ斷言は出來ませぬが大多數に付てはさう云ふことが出來ます。それは主義は違ひませうが、私は必要のないといふ方から同一の結論に達するやうに致したい希望を抱いて居ります。それから又此幼年者に對する刑に就てはいろ／＼刑の實行上非常に弊の生ずる場合がありませうから、今日では幼年者に對しては先づ金錢刑それから少くとも禁錮刑位に限らうといふのが最新の立法論としての見解であります。懲役の如き法律上決つた強制労働をさせることも寧ろ幼年者の心神の發達を害するのであるからどうもいふのである。罰金や料金を科するにしてもそれを勞務場留置などに換へてはいけないといふやうな考の者が多い。併し一面に於ては禁錮刑にしても拘留にしても短期の自由刑は成るべく避けなければならぬといふのが又定説であります。若し幼年者で

あるから可哀相だといふ方から見れば寧ろ短かい刑を科して宜しいでありませうが、さういふ方面から見るのでなくどこまでも刑罰の目的から見れば幼年者に對して一ヶ月二ヶ月の刑を科しても懲戒の目的を達しないで、却て監獄に慣れしむることになつて不都合である。少くとも六ヶ月位から上にした方が宜からうといふ儀もあるのであります。先づ刑罰に就きましては其位にして置きます。

第三には幼年裁判所であります。幼年裁判所の起原は前にちよつと申しました通り、極く濫觴をいへば、彼は二十年になりませうが、法律上の制度として認めたのは千八百九十九年の設立に係るデンバー市の幼年裁判所であります。是が英吉利に傳播しまして、昨年までに英吉利の五大市に此幼年裁判所が出來ました。それから獨逸では近頃彼のフランクフルトアムメイン市で幼年裁判所を拵らへた最も是は英吉利亞米利加のやうな幼年裁判所とは多少組織などが違ふのであります。幼年裁判所といふてよいと彼のフロイレンタール博士などがいふて居る。それから後ち獨逸では盛んであります先づキヨルンスタウンツガルト、プレスラウ、レンネッブ、ゾーリンゲン、アーヘン、ジュッセルドルフ、キール、エツセン、ワイセンフルス、ダンナッヒ、ボーゼン、外十六市府で此幼年裁判所を拵らへそれからバイエルン其他の諸洲で之を設けやうとして居る状況である。それから伯林では本年六月一日の普魯西國司法大臣が矢張り此幼年裁判所に關して重要な命令を發したやうに見へて居ります。乍併其組織及び其種類等に就て一々詳しくお話すると長くなりませうから略しまして極て其大要を申し上げます。先づ亞米利加でやりましたのは即ちデンバー式である。是は一方からいへば小市府式といふてよいと思ふ。専ら家庭的である。各家庭に於て親が子供を救ふやうな積りでリンゼー判事がやつて居るのであります。それから紐育の如き大都市では到底さういふことは出來ませぬ。日本でも例へば浦和とか水戸といふやうな小さい處であります。十分に監督方法が行き届ませうが東京や大阪になると自から方法が違はなければならぬ。であるから紐育のは大都市式でありまして、

丁度法廷式である。即ち嚴格にやるといふ方であります。それから市俄古市のは折衷式である。大體の方針がさういふ風になつて居りまして、それから幼年裁判所の職掌の方から申しますと、幼年者を監督するが爲に、隔離法、轉居法、監督法等が用ひられて居るのである。即ち隔離法は幼年者を不利益なる周圍の状況から隔離するのが其精神であります。轉居法は或は其居所が悪のなる場所を移す或は學校其ものが悪ければ其學校を廢めて他の學校に入れて仕舞ふといふ風に兎に角居所及び學校等を轉する法であります。此隔離法と轉居法は即ち大都市式に於て之を用ふるのである。それから監督法にはいろいろありませうが、監督の方法は或は學校であるとか或は感化院であるとか養育院であるとか或は特設の留置學校に收養する。さうしてさういふ學校と互に聯絡を通じて監督する。或は報告式で近頃小學校などでやつて居るが、日記簿を渡して置いて自分のやつたとを細大漏さず書かせて一週間一度とか二度とか見て、善い事をして居るならば褒め、少しでも悪い事があつたら其理由を質し、而して此の如き事はしていかにいふ風に、極めて同情を以て兒童に諭す。亞米利加では重に此報告式を用ひて居るがデンバー式でなければ到底大都市式では是は行ふことの出来ない方法であります。それから尙ほ其監視法としては或は不良少年の家庭を訪問する或は其兒童の學校を訪問する。或は其兒童の家庭の近隣を視察する。或は又其兒童の朋友に惡い者があるかを視察する。さういふ種々の方法を以て監督視察を遂げて之を改良しやうといふことを圖つて居るのであります。頗る成績が良いやうであります。それから歐洲大陸でもさういふ幼年裁判所を近頃設置しやうといふ傾向があることは只今お話しした通りであります。今日ではさういふ純然たる幼年裁判所といふよりも獨逸邊りでは後見裁判所で、總て此幼年者の犯罪を取扱ふ。即ち特別裁判所にする。而して其特別裁判所たる後見裁判所に於ては一面には後見監督のこともする。又一面に於ては懲罰する必要ある時は其裁判所の判事がやる。それから此子供の犯罪に就ては辯護人であるとか或は法定代理人といふものを必ず附ける。予

供の利益を保護する爲にさういふ方法でフランクホルトアムマインの幼年裁判所ではやつて居るのであります。英米の幼年裁判所では大抵十四歳以下の者を目的として十四歳以下の者は犯罪者と見ない不良少年といふ風には見るが、不良行爲であつても犯罪にはならぬといふやうに見て居るので幼年裁判所ではさういふ者のみを取扱ふ。それ故に幼年裁判所の見所は犯罪が成立するや否やにあらずして、如何にして此不良少年を感化して行くかといふ問題であります。ところが大陸の方ではモット進で、十四歳以上十八歳未満の者を矢張り幼年裁判所で取扱つて處罰する時は特別の手續をする。それから處罰の必要がないと認められた時は之後見監督の官廳に委任し或は慈善事業の協會等に依頼し或は本人の家庭の如何に依つては家庭に戻す。或は感化院等に這入つて居れば其所にやつてそこで又悪い事をすれば懲戒にでも付すとか種々の方法で監督する。此監督方法は無論大都市式に伴ふのであります。奥地利では昨年の冬から今年の春にかけて開會された議會に此案を提出してあります。それから獨逸では今度刑事訴訟法の案が出来て其中に矢張り幼年者に對する特別の手續を規定して居るのであります。其外彼の匈牙利などでは此幼年者の處罰に關する案を立てまして、是はちよつと議會に出して、撤回しましたが其他の事項と一緒に出すといふ爲に撤回したのであります。それから佛蘭西では未丁年婦女の淫賣に關する法律を設けました、是も矢張り未成年者に關する取扱問題の法律であります。それから又彼のクエンストランドに於ても「チルドレンスコートアクト」を出して居ります。それから彼の濠洲のグヰクトリヤでも丁度一昨年十二月二十八日の法律でそれを決めて昨年からの之を設置してあるといふのであります。それ等の裁判所などでも矢張り亞米利加式或は大陸式等を探つて其場所に相當する方法をやる。兎に角多少の差異はありますが、大體の趣意からいへば幼年者に對しては特別の裁判所を組織して熟達しやる判事をして裁判をさせやうと云ふのであります。元來幼年者の精神の成熟の程度それから其家庭の状況其他周圍の事情等を詳しく調べて後始めて此幼年者を罰する

とか聞しないとか如何に之を處遇するかの問題が決まるのであつてそれは今日普通の裁判所で到底出来ないのである。特別にさういふ事柄に關係する裁判所を設ける必要があると云ふ考から出て來て居るのであります。尙ほ此幼年裁判所に就きましては昨年の九月發行法學協會雜誌の中に穂積陳重博士の子供裁判所といふ論文があります。

第四には刑事訴訟でありますが、是も幼年裁判所を特別にしやうといふことと同じやうに亦幼年者に對しては特別にしやうといふ考であります。詰り裁判所が特別になつて居つても普通の手續では幼年者に適するやうな判決をすることは出来ないから特別に取扱をしやうと云ふのです。それに就て彼の獨逸で今度拵らへました刑事訴訟法の案などにも矢張り其特別の手續を決めてある。それから奥地利の案などにも特別の手續があります。其手續の内容を詳しくお話しますと長くなりすから略しまして、兎に角幼年者に對する刑事訴訟は、其特別の機關たる幼年裁判所に於て絶対に管轄するといふ考が先づ第一であります。さうして其裁判所は亞米利加では單獨組織であります。又獨逸の組織に依ると此裁判所の判事は兎に角子供の心情を能く知り得る者でなければならぬ、經驗家でなければならぬといふところから法律の方の裁判官も矢張り經驗家でありこれと同時に學校の教師或は僧侶或は醫者、心理學者といふが如き者の中から必ず裁判に参加させるといふやうな方法にしやうといふのであります。幼年者に對して一人や二人で裁判をするのは鄭重を缺くからいかぬといふてリストなどは非難するのであります。十分に同情を以て判決するのであり、而して其成年裁判所の判決に對する控訴上告等を許せば一向差支ないのであつて、絶対に幼年裁判所に管轄せしめやう。といふのが通例であります。それから其裁判の審理をするに就ては、兎に角幼年者と成年者とは全く之を區分する即ち其交通を遮斷することの出来る方法で審理をする。それから幼年者に就ては必ず辯護人を用ふる。尤もそれは獨逸邊りの考では重罪に限るといふのである。それから他の一面に於ては必ず法定代理人

を補佐人として訴訟に参加することを許す。或は其法定代理人が出る事が出来なければ之に代るべき者を参加せしむるといふやうに、幼年の保護に着眼する。それから成るべくは未決拘留を避けやう詰り監獄に拘留することは避けやう。出來得るならば今の慈善の保護協會の如きもの或は一定の家庭其他感化院といふが如くに子供に直接する設備で引受ける者があるならば成るべくそれに遣る。斯ういふ考があるのであります。尤も此點に就ては、奥地利の案などに於てはそれは寧ろ弊害があるからソナナこととは認めぬといふのであります。獨逸の方では成るべくは此方法を用ひやうといふ考がある。それから公判の公開を禁止するといふことが又一つの考であります。公判を公開するといふのは詰り裁判の公正を期して偏頗なからしむることを期するが精神であります。幼年者に對する裁判に就て公開を禁ずるのは不公平を免かれぬといふ虞れがあるから、公開を禁じてはいけないといふ説もある。併ながら幼年者に對してそれ丈の同情を以て裁判するといふ制度になると兎に角不公平といふことはないものと見て宜い。而してさういふ幼年者を公判廷に曝らして一般公衆の見世物にするといふのは其幼年者の將來の爲め甚だ不利益である。其年犯幼罪者なる者は或は罪が成立せぬとか其他の理由で放してやるにしても或は獨逸の法律で認むるやうに裁判所でも教育方法で改良が出來ると認めたら後見官廳に委付して宜しいとするにしても公判に曝された人間は到底社會に同情を得ない。であるからそれを保護する爲に成るべく公開しない方がよいといふ主義が主張されて居るのであります。それから起訴に就ては便宜主義を執らうといふのである。御承知の通り起訴に便宜主義と法定主義とある。獨逸邊りでは法定主義でありまして公訴を維持するに足ると思ふ時は檢事は必ず起訴しなければならむとなつて居る。併し少くとも未成年者に對しては便宜主義を執らうといふ改正案が出來たのである。故に十八歳未満の者に對しては犯罪が成立すると認められた時分にも尙ほそれが教育主義で改良することが出来るならば其手段を執る。檢事が起訴した後裁判所が調べた結果教育手段で行けるならば

裁判所でも其被告を送致することが出来るといふ主義を執らうといふのであります。以上お話ししましたことが極く簡単に要領を説いたのであります。是から我現行法に於ける適用といふことに就てちよつと申上げたいと思ひます。

我新刑法は御承知の通りに此犯罪豫防主義に依つて制定せられた法律であります。監獄法も同様であります。即ち立法者は刑事政策の觀念の要求に應ずるが爲に起訴に就ても之に従はなければならぬ。それから刑を科するに就ても此要求に従はなければならぬ。刑を執行する方法に就ても此要求に従はなければならぬといふことを明かにして居るのであります。刑法だけで其主義を執つたからといふて、若し執行する方法に於て其主義が認められぬれば何もならぬ。又其場合に於て其主義を認めても起訴に就て絶對的に必ず起訴せよとしたら政策的の要求を満足せしむることは出来ない。唯其主義を餘り濫用しない方法を取れば首尾貫徹して初めて其目的を達する良制度になると思ふのであります。それで此監獄法でも監獄法施行規則等に於ても大體豫防主義の要求に應じて居るやうに私は考へて居りますが、尙ほ之に就て適用上の希望を述べまじやう。或は當局者の御意見とは違ふやうなこともあるかも知れぬが参考の爲に二三の點に就て希望を述べるのであります。前に第一項でお話ししました十四歳以上十八歳未満の幼年者、是は新刑法に依れば成年者と同じやうに處分することの出来るやうになつて居る。故に其者の犯罪を認めぬといふことは出来ない。併ながら一面に於ては犯罪を認めても幸にして今の所では起訴に就ての便宜主義を執つて居る。裁判所では今日微罪不罰とする譯には行きませんが、検事の手では微罪不檢舉といふことが出来る。だから刑法では十四歳以上十八歳未満は同一に扱つて居つても刑事政策の要求に従ふといふ全體の精神からいふならば、十四歳以上十八歳未満の者に就ては多少手心がなければならぬと思ふ。監獄法などは明かに其者に對して區別して居る。單り刑法のみさういふ區別がないといふ理由はない、で検事の手で微罪不檢舉といふことが許さ

れて居るとすれば十四歳以上十八歳未満の者に就ては前にお話ししたやうに一は主觀的他の一は客觀的方面から検事の手で審査を遂げて教育方面でやられるものであつたら感化院に容れてもよからう。或は感化院に容れぬでも家庭が良ければ家庭にやつてもよからう。尤も善良なる家庭に育つた者が好んで盜をするものは前にお話しした通り少くとも感化院位に容れなければ元の家庭に戻しても何もならぬそれは各狀況に應じて見るのであるが兎に角事情に應じて相當の處分をするといふ考を以て事に臨んだら幸ひにして此年齢に關する刑事政策上の要求に背反せざることを得るであらうと思ふのであります。それから監獄法や監獄法施行規則等を見ますと治療をする時には壯年者を區分をせよとか或は監獄に於て刑を執行するに就ても十八歳未満の者は特別の監獄又は特別の監房に留置せよとか、或はいふことがチャンと規定されて居る。それは何の爲かといへば即ち成年者との觸接に依つて悪影響を受けることを避けるの趣意であることは申すまでもないことであります。然るに監獄法にはさうなつて居つても刑事訴訟法がまださういふ主義になつて居らない。即ち今日では折角監獄で氣を付けて區分して居つても裁判所に出て來れば成年者と同じ櫛の内に這入つて成年者の裁判の濟むまで居つて成年者がどういふ悪い事をした、斯ういふ方法で詐欺をしたとか姦通したとかいふ悪い事を熱心に傾聴して居る。是で折角監獄法や監獄法施行規則等であらういふ區分主義を認めたところが、裁判所へ來て審理中にメチャ／＼になつて仕舞ふのは遺憾であります。併しながら實際の取扱としては幼年者の裁判ある時は成年者の裁判を濟ませてからするとか、或は其前とか時間を前後にするか法廷を別けて裁判をする様に致しますれば差支のないことでありますから裁判所で此方針を探ることを希望するのであります。

以上は今今の検事の未成年者に對する起訴や裁判の審理上に關するのであります。監獄法及び監獄法施行規則中十八歳未満の者に關する規定の中で例へば監獄法第十六條に「雜居拘禁に在ては在監者

の罪質、性格、犯數、年齢等を斟酌して其監房を別異す」第二項で「第一條第二項及第三項の場合に於ては在監者の種類に依り其監房を別異す」と斯うなつて居りますが、此別異をするに就ての方針の一として私は矢張り家庭の状況如何といふことが無論觀察點に入らなければならぬと思ふ。善良なる家庭に育つて犯罪した者とまるで橋の下に泊つて乞食をして居つた者と一緒にするといふことは其生活状態が違つて居つたといふ點に於て行けないと思ふ。それから二十四條の十八歳未満の者に課すべき作業の規定であります。是も勿論其者の地位家庭の状況等に依つて職業ある者が監獄を出てから先の教育といふことに就ても多少斟酌を加へなければならぬことはいふまでもありますが、從來の職業も斟酌しなければなるまいと思ひます。元來罰するが罰せぬかといふ點に就てすら主觀的の方面と客觀的の方面とを見やうといふのであるから、此作業の種類監房別異の標準等に就ても一面に於ては主觀的の一面に於ては客觀的の兩方面から見て區別を立てなければなるまいと思ひます。それから三十條の教育の方面に就ても無論さうでありませう。それから三十四條の糧食飲料の供給法、是も無論さういふ兩方面から見なくてはならぬのであります。兎に角監獄外に於て中流以上或は普通の生活をして居つた者に對してはどうしても監獄は苦痛の場所であらうが、普通以下の立ん坊の如き者乞食の如き者に對して、能く人がいふ通り監獄は結構な避難所である。建物も清潔であり、破家に住んで今晩の飯はどうして食はうかといふ心配をして居るに、監獄へ這入れば三食チャンと食はして呉れて何等の心配もない。癩病乞食が山の中に始終籠つて居つて時々町に降りて來ては物を取つて始末におへないから終に之を檢舉して監獄に容れたら大喜びで私は終身こちらの御厄介になりますと高言して居るやうなことも現に、或監獄で聽いたのであります。かういふ状況では監獄の待遇が犯罪を誘起すると云ふ批難を免れますまい。それで出來得るならば犯罪者に對して監獄は結構な所であるといふ考を持たせたくない。固より監獄衛生上の點から致しまして着物も清潔にしなければならぬ、或は建物

も堅固にして清潔でなければならぬ。食物も矢張り衛生に適當の物を與へなければならぬといふ、多數を收容して居る設備として勢ひさういふ風に清潔なり其他衣食住なり完備することになるのは其方面から見れば己むを得ないことであります。其監獄行政殊に監獄衛生等に於て差支ない限りは各囚人をして監獄は結構な所であるといふ考を起さしめないやうに取扱をするといふことでなければ、殊ど皆困つた者は監獄の御厄介にならうといふ考になるので、刑罰の目的と正反對の状況を現はすといふことはちよつと考へれば分ると思ひます。それで今の衛生、食料、着衣等に就ても出來得るならば例ば乞食をして居つた者に對する食料と良い家庭に居つた者に對する食料は餘はど斟酌をして區別するやうに立法をしたなら何如であらうと思ふて居ります。尤も乞食生活をしたやうな墮落漢に對しては獄内に於ける規律的生活が頗る苦痛でありまして食物や着物が善くても矢張り露天自由生活が結構だと思ふものもありましてやうがさう云ふ者に對しては又それ相當のことをして遣れば宜しいので、要するに刑罰平等主義が變じて各犯人に應じ刑を撰擇輕重することを認むるやうに爲つたも同様に監獄待遇も或範圍内に於て差異を付けるのが寧ろ政策上の要求に適することを注意すべきであらうと思ふのであります。それから監獄法施行規則に就きましても先づ第二條の參觀であります。幼年監に於ける普通一般の參觀を許してよいかどうかといふことは考へものであらうと思ふ。是も矢張り議論のあることであります。見世物にされるといふことが、餘はど幼年者の爲に不都合であるといふ點から考へなければならぬのであらうと思ふ。それから施行規則の第六十六條監外の作業に就かしむることを得ないといふ原則を認め、第二項では「刑期六月に滿たす又は受刑後三月を経過せざる受刑者は司法大臣の認可を受くるに非ざれば監外の作業に就かしむることを得ず但十八歳未満の受刑者を監外の農業に就かしむるは此限に在らず」と斯うなつて居りますが、第二項の本文に依ると司法大臣の認可を受ければ刑期六月以上の者受刑後三月以上を経過した者は出來るといふことになるだらうと思ひますが

未成年者をして監外の農業に就かしむるは別としまして其他の監外作業には従事せしめない方が宜しからうと思ひます。尙ほ細かく申しますれば其他にもありませんが大略致しまして最後に施行規則百六十九條や百七十二條は幼年受刑者に成るべく適用するといふ方針を執るが然るべきものではなからうかと考へるのであります。先づ極く簡單にお話をする積りでありましたが、大分長く時間を要しまして御清聴を汚したのは深く謝する所であります。

## 寄 書

### ○監獄衛生雜感 (其三)

金澤 石崎 實 樂生

(二九) 放蕩者と犯罪者 片山博士は日本兒童研究會總會に演説して曰く放蕩者であるとかこれに隨伴したる犯罪者の如きも飲酒家の子孫に多い(南歐瑞西に於ける醫學者たる「ベック」及び「ハルトマン」二氏が一年に於ける酒の消費額を月別にし更に白痴院と監獄とを調査した所の痴人や犯罪人の受胎された月とを比較した統計的の數字やそれを基礎とした曲線を示して諄々説明され最後に聲を高ふして左の如く結ばれた)外國と日本との酒の消費額を比較し譬へば獨逸では一年二十八億乃至三十億「マーク」の巨額なるにも拘はず本邦では四十萬圓の酒税に過ぎない隨て消費額の如きも二億圓に上ることはあるまゝといふのを根據として本邦に於ける酒害は敢て恐るゝに足らずと唱ふる論者もあることだがこれは決して當を得たもので無い。見よ幾萬人かの囚人は監獄に撃かれて居るこの犯罪者の多數は直接間接に「アルコール」の影響を蒙つたものである。年々二億萬圓の額

を下らず酒が國內で消費されたとすれば吾人は幾許の害を受けて居るであらうか將たその子孫には如何に甚大なる悪影響を及ぼして居るであらうか將來大和民族たるべき吾人の後繼者の蒙つて居る害毒は決して尠少のもので無いことを信ずる

(三〇) プロイレン Higher 犯罪ある飲酒家の後見權設定問題 アシヤツフエンブルグ氏は飲酒家を行政權により酒客療院せしむる際に設定せる後見權は假退院中に存立すべしと云へど著者は此の如き場合に適する後見者は決して常に得るを望む可らず徒らに被後見者をして慣悶せしめ違法の所置に逢へるが如く感せしめ就業に不便にして結局再度の飲酒に陥らしむるに終るべきが故に寧ろ入院時には後見權を設定することなく退院後も改悛の狀なければ始めて禁治産處分を行ふべしと説けり犯罪ある飲酒家の退院後の監視には後見以外の處置を必要とすべし

(三一) レームス Teigns 陰部露出症の判決意見 陰部露出患者は一部不論罪とあり一部減刑せらるる原因には遺傳性變質酒中毒手淫過房等あり精神の健否を定むるには心理的に全人格を解折すること必要にして精神病の何れの病型に入るべきやは甚だ顧みずして可なり責任能力輕減なるものは此症の判決に毫も有利に非ず刑期の短縮は犯人には好都合なれども社會には危險を加ふるものなり此際他の精神病者の犯罪と同じく社會の之に對する防護不十分なるを免れず而して陰部露出行爲の無垢なる男女兒童の感情に及ぼす影響は決して少々に非ず

(三二) 衛生難 佛帝「ナポレオン」は大戰爭を起して國民を神經質ならしめたり我國も亦日露戰役後之に類するものあり就中不良少年墮落學生加之放肆浮薄の女性感化矯正を要すべき徒類倍々多きを加ふ國家の根事延て國民衛生上の艱難蓋し今時より甚しきはなかるべし之が救済は經世家教育家の責務なりと雖衛生家も亦其責を分たざる可らず公德心の發達を遂げざれば公衆衛生の目的を完し難ければ也換言すれば衛生事業は社會人心の墮落を矯正せざれば全功を收むること能はず衛生家た

るもの驟然立つて共に救済方法を策定すべきの秋なり衛生登に防疫保健の業のみを以て能事了れりとなすべけんや (私立衛生會雜論)

(三三) 宮島博士 猫飼育に付て「ペスト」豫防のことを談じて曰く「コツボ博士は猫を飼へば「ペスト」を全滅すと云ふに非ず只ペスト媒介者たる鼠を少くして置けば傳染の危險が殆んどない」と云つたので猫は飼方により其本能を發揮すべし猫は「ペスト」に感し悪いものである

「ペスト」は傳染の徑路は鼠に付く蚤か最も有力なる媒介者であることが分つた鼠の蚤と猫の蚤とは種類は違つて居るから自ら寄生すべき動物が居なくなれば他の動物に付くことがある即ち人に付いたり猫に付いたりするのである如斯して人に移つて來るから危險である

英醫ゼームス、カンドル氏は印度に於ける「ペスト」流行調査報告中猫は天性病鼠を識別するであらうと云ふてある本網に能畫地圖と記されてある

(三四) 第三回萬國罪人研究會議 同會長アーザー、マリドナルド氏の編成せし罪人窮民及不具者の狀態研究所設立の議案は社會の不正不徳者不具者の狀態如何を研究する所を設くるの必要ありと云ふにあり

此議案に基きて取り調ふべき事項

(一) 社會的害惡に就て一層信憑するに足るべき眞想を調査すべく既にして其眞想を得たらんには之に關する現行の不完全なる法律を改正して適當のものと爲すを得べきなり

(二) 罪惡を犯せる兒童の有様と尋常普通の兒童の身心の有様に果して如何の差あるやを調査すべく既にして二者の間の差を知りたらんには兒童を保護して其惡化するの機會を減少し得べきなり

(三) 常に犯罪行動を事とせるもの、身心の有様と折々犯罪を爲す者の身心の有様と果して如何の差あるやを調査すべく既にして二者の間の差を知りたらんには習慣性として犯罪行動を爲す者に對し

て社會を保護し及斯る犯罪者の行動をして他の犯罪者に傳染せしめず以て獄吏の勞を幫助し得べきなり

(四) 多數の犯罪人の代表者と謂つべき標本的犯罪者に付て極めて精密に取り調べたらんには其犯罪人となれる所以を知り而して其周邊の有様が如何なる程度まで其内心を感化せしかを知るに足るべきなり是に於てか斯る罪惡を豫防救済するの策を講じ得べきなり

(五) 不正不義の行動を事とせる階級に就て尙は一層精密なる事實を調査し得たらんには斯る不正不義者を收容する箇所を於て一層善く取扱ことを得べきなり即ち斯る調査を爲したらんには其結果として斯る不良の徒を教養誘引して善道に遷らしむることを得べきなり

(六) 不正不徳の人民に關する適當にして且つ完全なる統計表に據るに非ずんば此種の人民の有様を研究すること能はず政府の收集したる統計表は統計表の遺能の如きものに過ぎずと雖も亦た以て研究の材料と爲すに足るべし

(七) 感化院及監獄に收容せらるゝ者の大半は其行動一定し居れるが故に之を調査したる結果は社會に利益を與ふること甚た大なりと云つべきなり斯る箇所には其收容者の道徳上の有様を最も善く調査し得べく從つて之を救済するの策をも講じ得べきなり

(八) 市立州立及合衆國政府の設立に係る感化院及監獄に收容されたる者の情態を調査したる結果を綜合して之を委細に觀察したりとせんか斯る情態を調査するに就ての好方法を得べく從つて又た世人をして斯る調査の必要を感せしむるに至るべきなり

(九) 不正不義の人民あるが爲めに之に要する政府の費用重大なるは今更云ふを要せざるなり然るに斯る不正不義の原因を探究し從つて之が救済策を見出し得たらんには其政府の費用を著しく減少し得べきなり

(二〇) 警官を任命すると均しく道德情態を視察すべき官吏を任命するの必要な事此官吏の職責とする所は罪惡貧困酒害陋劣不具及其他各種の不正不義の行爲の由て起る原因を探究して後之が救済豫防策を講じ以て市州及一國民を保護するもの是なり

(三五) 犯罪と統計 刑事上如何なる種類の犯罪が常に多く社會に行はるゝかと云ふに此問題を解説するにも亦統計學上の事實認定法に據る外に途なきことを知るべし前例によりて最近の統計(三十五年)に徴するに犯罪の最多數を占むるものは賭博にして四萬四千三百二十五人に上り之れに次ぐは竊盜及び詐欺取財の類にして前者は四萬九百二十八人後者は一萬五千四百八十七人なり尙前年度に溯りて三十年來の犯罪を調査するに犯罪者は一般に年々減少する傾ありと雖も數の順序は上の如く一定せるものゝ如し是れに因りて之を考ふれば犯罪の大部分は利慾より生ずるものにして利慾は如何に人心を腐敗せしむるかを知るに足れり

犯罪と男女との別に於ても事實の上に動かす可らざるものあり今明治三十五年中に於ける謀殺罪の因由を見るに被告人員總計六百九十六人中女子は二百四人に過ぎざれども家内不和親族利益上の争ひより起れる事件は男子の九十七人に對し女子は百六十五人なり犯罪の成果に於ても死に致したるもの男子は百分の八十にして女子は百分の九十一なり言ひ換へれば女子は男子よりも思ひ切りよく人を殺すものと謂ふべし而して此の殺人の過失は自己の生みたる兒子にかゝることより推測して女子が子に對する愛情の甚だ切なるものあると同時に一方には鬼鬼しき冷情の潜めるものあることも察知せらるゝなりロンブローゾ氏その他の説に據れば女子のその子を殺害するは精神病的に出づること多く特に私生兒の場合に於て然りと女子の精神病と犯罪との關係は此の一事にて推知するを得るなり

犯罪か年々減少する事實の上より教育と道德との關係を知るとを得るも亦た統計學の賜と謂ふべし

## ○監獄官制及職務規程の改正を望む

(監獄醫及藥劑師の待遇に就て)

小山謙吉

監獄官制之順列に監獄醫、教誨師、藥劑師、看守と掲げ待遇に就ては監獄醫、教誨師に奏任待遇若くは判任待遇とし教師、藥劑師、看守及女監取締は判任待遇とすと定めあり實に奇怪千萬亂雜至極何れの官制にも亦た見ることを得ざる不合理なる制定なり

此の順序は何に準據して定めしや殆んど想像も付度するを得ず元來醫學と藥學とは共に相關連類似して離るべからず然して共に獨立の學たり學に高低の差異あるなし同一に衛生學者たれば同一に待遇するこそ當然なれ何ぞ此酷似し而して特立せる兩者を隔絶せしめ教誨師、教師を狭み懸隔せしむるの要あらん順序は上下何れに在るも敢て論ずるに足らずと雖ども秩序を保たん爲めに設けし順序ならば宜しく慎重に調査し偏頗あるべからず

待遇に就ても前記理由に從ひ監獄醫と同一の待遇を與ふるの當然なること亦多く論ずるまでもなし試みに觀よ順序待遇に於て階級制度の頗る嚴正なる軍隊に於ても軍の海陸を論せず醫師藥劑師は等しく將校相當官にして共に奏任待遇とす他の諸官衙亦た同一に待遇せるは誠に至當のことにして豈獨り監獄官制に於て二者の間上下の懸隔を設くるの理あらんや然かも此懸隔を故らにしたるは藥劑師の職務は監獄醫に於ても爲し得べく寧ろ醫師の使後に從ふものなりとの謬見に出でたるにあらざるが職務規程第四十九條第二項に於て藥劑師の職務を規定し監内衛生に關する事項に付ては監獄醫の職務を補助すべしとあるは即ち醫師を主とし藥劑師を従としたるの意を表はせるものと謂はざるべからず前に述べたる如く醫學と藥學は全然其領域を異にするものなれば主従の關係を離れ各其職務を行ふべき

のにして該規程は監獄醫と共同調査に當るべしと改め斯異る學術に依て職務を遂行する者の職責を明ならしむるを要す又第五十一條に於て「醫療器械器具等は鄭寧に之を保管し其の清潔と秩序を保ち病者に貸與する藥櫃の類は常に之を洗滌若くは消毒すべし」とあるも其前半を削除するを要す何となれば醫師の藥學を知らざると同しく藥劑師は醫學に迂なり醫學の智識無くして何ぞ器物の保管に任し得べけん故に此部分を規定せる該規程は改廢せざるべからず之と同時に「在監人に給する藥物は其攝取如何を考察し疑はしきものあるときは試験を行ひ其結果を典獄に具申すべし」との條項を追加すべし之れ在監中には往々詐病を訴へ藥物の支給を受くるも之を用ひざることもあり之れあるにも拘らず未だ其取締の普及せるものなきが如し戒諭上に又經濟上よりするも決して等閑に附すべからざることにして其取締の完全せざるときは監獄醫の技倆を疑はしめ延て監獄の威信を隕すに至るべければなり尙附加すべき一の希望は監獄醫藥劑師の如き待遇職員には他官衙に奉職せる者の如く其退隱若くは死亡に對し恩給制度及扶助の制度なきは勤績を獎勵する途を欠くものにして管に公平を失するものたるのみならず老後の生計を憂慮する者に在りては勢ひ其職を去りて他に安全の途を得んと希望起らざるを得ず其希望の起ると共に假令其職を去らざるまでも職務以外に所得の途を得んと望み其念慮に驅らるゝと同時に専心職務に盡さんと念慮は消失するや必せり是れ敢て當局の一顧を請ふんとする所以なり

○教養感化に就て

川島春海

(1) 分房訪問の要務

茸狩や去年の山に又今年

- (2) 畏怖心の行動に現はるゝ所の狀況  
夜はしんと沈むばかりや霜の聲
- (3) 神經過敏なる者に對する心得  
見所を譲りて見るや花の山
- (4) 慈愚喪心の者に對する心得  
夢に泣き夢に笑ふて長夜かな
- (5) 殘暴兇惡なる者に對する心得  
山茶花の垣あり寺の庭廣し
- (6) 弱志輕躁なる者に對する心得  
雪の日や馬に着せたる己が裳
- (7) 利慾的囚人に對する心得  
黒雲を突貫く鷹の勇み哉

統計

明治四十一年十月末日現在々監人員表

刑事被告人	五、〇七三	男
受刑者	四四、二四七	
勞務場留置者	三九〇	
計	五、三三八	
	二、四三二	
	四六、五七九	
	四三三	





### 明治四十一年十月末日現在受刑者年齡表

備考 札幌監獄樺太分監報告未着ニ付前月分ヲ以テ補填ス

備考	總計	初 留		刑 罰		拘 留		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
十八歲未滿	七五	四七	二八	一六	一	一	一	三	八
二十歲未滿	七五	四七	二八	一六	一	一	一	三	八
二十五歲未滿	二五〇	一〇一	一四九	一〇	一三九	一〇	一三九	二〇	一五九
三十歲未滿	二五〇	一〇一	一四九	一〇	一三九	一〇	一三九	二〇	一五九
四十歲未滿	二五〇	一〇一	一四九	一〇	一三九	一〇	一三九	二〇	一五九
五十歲未滿	一八七	八七	一〇〇	一〇	九七	一〇	九七	一〇	一〇七
六十歲未滿	八五	三三	五二	一〇	四二	一〇	四二	一〇	五二
六十歲以上	二五	一三	一二	一〇	一三	一〇	一三	一〇	二三
總計	一,一〇〇	四七〇	六三〇	一〇	六二〇	一〇	六二〇	一〇	七二〇

### 雜 錄

#### ○恩師タ先生の永眠を弔す

原 胤 昭

嗚呼戊申九月二十五日は如何なる日を監獄界の偉人タラック先生の安らかに永き眠に就ける日なり予の先生を哀悼するの情に於て敢て人後に落つるものにあらずと雖も之を表明せんには血を吐く思ひあるなり蓋し予の恩師に負ふ所極めて多ければなり先生の吾人を啓發せられたること一再ならずと雖も予は茲に永き紀念を貽さん爲めに左の一事を記し斯界同人の一顧を賜はらんとす

先生の監獄改良を論破せらるゝや終始「同情」の一念を以て一貫せられたるものゝ如し先生の吾人に與ふる感化力も亦「同情」の外にあるなし先生の著書は百遍繙くも今更の如く新しき感化を受く是れ同情より進れるものにあらずして何ぞや予が先生の知遇を得るに至りしは今は既に二十五年前の昔即ち明治十七年なりきドクトルペレー氏

に依り紹介せられたり、ペレー氏は最も早く吾邦に來れる米國人にして讀者も記憶せらるゝ如く明治十年の交故大久保利通氏の内務卿たりし時兵庫外二三地方の監獄を巡視し牢獄報告書なるものを捧呈し監獄改良の急務なるを唱道し吾朝野の耳目を駭かしめたるの人實に吾國に於ける監獄改良の聲は大平洋の波濤を超へて來れるペレー氏に依りて急速に鼓膜に響きたる警鐘の感ありと謂ふを得んかペレー氏に紹介せられたるタラック先生の真情は年一年に發露し或は雁信に或は書籍に予輩を啓發せらるゝこと多きを加へたりき當時予は先生に請ふて出獄人保護の方法組織管理に關する好模範を示されんこと及良書を贈與せられんことを以てしたるに日ならずして長文の返翰は予の許に致されたり文中に曰く

君の要求に適する書籍なし、然れども予は想ふに君の要求は敢て書籍を要せず、書籍なきも可なり。君の要求——君の探究の要は此の一事を以て足れり曰「同情」是れなり予は君に示すべし一の好模範を有す、倫敦に一

人の大工あり、此人能く懇に出獄人を保護し職を授け活路を與へ罪惡を再びするの難を免れしむ、唯一人の行動なれども保護したる出獄人の數は夥しきものなり他に設けられある機關、保護會社、保護協會又は監獄官吏の爲すものよりはより遙に優れる效果あり是れ何故ぞ必竟するに其行動・眞の同情より出づる熱愛の所遇なるに因れり云々

予は此の書翰に據りて學ぶ所多大なりしを感謝す若し機會の許すあらば一たび先生の警咳に接し親しく謝し且つ教を仰がんと心竊に期したりしに今は亡し、近くは生江孝之君の渡英に際し托して先生の膝下に贈れる日本製品を快く受けたりとて謝意を表され又同情を以て奨勵鼓舞せられたり是れ茲歲七月二十九日先生の親書是ぞ永別の墨痕となりて先生の骸は天父の手に導かれぬ噫

### ○佛國中央監獄教誨及教育

事業

耕道生寄稿

教に於て各國監獄聯合會議を開催せられたるに當りこの問題の諮問案となりざりしは頗る遺憾のこととなりしが當時佛國に於ては之を數人の専門家及實驗家に諮問せしに皆「四百人を以て定限とすべし」との意見に一致せり彼のベルヂック國に於ける二三の監獄を視るにルーベンの大監獄は「六百餘房」を有しロツテルダンの新設監獄は「三百七十七房」を有す該國監獄事務官の言によればこの房數たる未だ満足する能はざりしも經濟の許さざる所如何ともする能はざりしと如此少數の分房すら猶ほ未だ憚らざる所の人をして一たび我佛國の中央監獄に轉眼せしめば如何「其平均定員は八百人を超ふべからず」とするもフォンテグロー、クレーゾオーの如きは「千五百餘人」に上りガイロ、ルーズ、メルン、ニーム、ポアツシーは「千人乃至千三百人」に達し猶ほ此時にこの數を超へ現にフォンテグロウの如きは「千八百人」を有するにあらざるや如此にして秩序を嚴肅にし衛生を周到ならしめんと欲するも殆んど望むべからざるの

教誨及教育事業が囚人の改過遷善に甚大の效力を有することは地方監獄の遷善法を説くに當り既に之を論じたれば茲に再び之を説くの要なしと雖も地方監獄の遷善法を論ずると同時に團集且弊害の裡に存在せる中央監獄に向つても亦種々の遷善的要素を注入するは最も緊要のことなりとす抑も囚人遷善の原動力は作業、宗教、教育の三者に在ることは何人も疑を容れざる所なり作業の組織についてはは多年之を論究せしも教誨及教育の組織については猶ほ未だ考究を要すべきものあり監獄の管理上團集的囚人を可成小集團に組織せんと欲せば如何なる方法に依て組成すべきや今其細目を論究するに先ち中央監獄の組織につき其一大弊害の隱伏せる主因を示さざるべからず蓋し此主因たる拘禁定員の多數に失するより胚胎するものにして此定員を改むるにあらざれば典獄、教師、教誨師等が全力を注いで計畫するも其事業を舉て殆んど書餅に歸せしむるに至るべしシヤガ、リュカ、カト氏等が云ひし如く監獄の萬事を改善するは拘禁人員の最上を一定するは唯一至重の問題なりと嘗て論

て曰我佛國の監獄は監獄てう監獄にあらざる恰も囚群の畜舎に異ならずと言稍々矯激に似たるが如しと雖も亦肯綮に當れりと謂ふべし但だ定員の多數なれば多數なるはと吏員の數を多數ならしめば敢て其遷善の上にて彼の少數の定員と毫も擇ぶ所なきが如しと雖も實際の狀況は大に然らざるものあり中央監獄に於て從來一名の教師の外之を置かずフォンテグロー、クレーゾオーのみは二名の教誨師を置き其他ガイロン、ルーズの如きは其囚員の多少に拘はらず一名の教誨師を置き猶ほ隣接の幼年監に於ける教務を兼ねしむるものとす如此少數の吏員なるがゆへに如何なる熱心を以て教化するも彼の多數の囚徒に對し其教諭の著しからざるは論を俟ず故に教誨師は信念の厚薄に拘はらず一團の囚徒に對し單調の説法言は「通り一遍の説法」を爲すか將た信念に因て團囚を區別し之に對して「火の如き熱心」を以て切實懇到の説法を爲すか孰れか其一を擇ばざるべからず教師の教授に於けるも亦然らざるを得ず無限の權力を有する典獄は團囚の性行を熟知する能はず偶爾の認知は

忽ち賞罰の資料となり、違辨なる教誨師の説法は、多  
 囚を感動せしむるの力なきにあらざるも、充溢せ  
 んとする法廷の裡には、音聲四隅に達せず動もすれ  
 ば紛擾に陥ることあり加之各吏員の關係密接なら  
 ざるを以て、教誨師は典獄就業師の爲人をも知らざ  
 るものあり、如此情態を現出するに至りたるは種々  
 の原因なきにあらざるも、要は拘禁定員の過大な  
 るに因らずんばならず、中央監獄に於ける教誨法  
 はカトリック室を奉信せしむるの目的を以て其機  
 關を組織せられ、地方監獄の不完全なるに稍々優  
 所あり、中央監獄には總て教誨堂の設ありて、名づ  
 くの教誨師を置く就中二三の監獄に於ける教堂は  
 囚徒の聽聞席に用ふるの外其一部を以て教授場又  
 は會食堂に利用する箇所なきにあらざるも、數々之  
 を利用するときは宗旨上の儀式に係る裝飾を妨ぐ  
 るの恐れあり尤もこの儀式は日曜日限り謹嚴な  
 る裝飾を施さるゝものにして如何なる説教の開示  
 も大祭日を除くの外一週間に一度の開示なるを以  
 て其中間に於ては格別の妨げあるなしカトリック  
 宗を奉する囚徒は總て其説教に出席せざるを得ざ

るの定めにして開示の號音を報するときはいづれ  
 も其奉する所の宗旨を告げしむるものとす、改宗せ  
 んど欲するものは動もすれば紀律を濳り教誨師の  
 愛着を惹んが爲め陽は熱心の狀を裝ふものなき  
 にあらざれば最も之に注意せざるべからず、中央監  
 獄に於ては政府の許可により時として外國人の  
 囚徒に聽聞せしむる爲め外國の宣教師を招聘する  
 ことあり、この招聘は頗る有益して好結果を得るこ  
 と尠からずカトリック宗の組織は如此にして其方  
 法稍々完備し圓滿なる行動を爲しつゝあるを以て  
 大に間然する所なきが如し、雖も他宗に在ては殆  
 んど其備へあるなし故に千八百三十九年五月六日  
 の命令を以て一の便法を定めらる若し既決囚にし  
 て自己の奉する宗門に對し説教者の備へなきは寧  
 る説教を加へざるに優れるを以て可成中央監獄に  
 採用したる舊教に改宗するを以て本人の利益なり  
 と認められ、この規定はプロテスタント宗及  
 マホメット宗を奉するものに限り適用せられたり  
 今其異宗を奉する教徒は千八百六十九年十二月三  
 十一日を以て左の如き割合にて各中央監獄に分屬

せしめたり

新教徒

猶太教徒

回教徒

五百二十一人

六十六人

二十六人

回教徒の男囚は總て之をニームの中央監獄に集  
 め、女囚は之をモンペリエの監獄に集め、其教誨師  
 は別に之を置かずこの集監たる恐らくは渠等をし  
 て其宗旨の精妙なる箴言にあらざれば獄則に従は  
 ざるの念を長せしむるものにしてこの豫定はコラ  
 ンの徒弟が其宗門に對し如何なる熱心の程度に達  
 し居るやを知らざるの措置にして笑ふべきの愚を  
 示すものなり、猶太教徒は九箇所の監獄に分屬せし  
 め之に猶太僧三人を置き其二人は之をアルサスに  
 配置したるを以て今日に在ては既に無し、猶太教は  
 最も小部分の地方に限り組織せられたるも其設備  
 容易ならざるを以て殆んど不成立に屬せり、新教徒  
 は其數一樣ならざるも總て之を各中央監獄に分屬  
 せしめ之に新教師を置き政府が教誨堂の  
 數を増設したるにも拘はらず斯る少數の教師を以  
 て新教徒を治せんと欲するは是れ一の缺點にして

其組織たる恰も紙上の描畫にして實際の請經に適  
 したるものにあらざル、中央監獄を視るに新  
 教徒の中心と稱すべき樞要の地なるに教堂の狹隘  
 なるが爲め請經の式を行ふ能はず、牧師は毎週一回  
 運動場に於て立ちながら一場の説法を爲すに過ぎ  
 ず、如是教堂の狹隘なるのみならず、牧師の數少きを  
 以て非常の不都合を生じ曾て論じたるが如く無益  
 なる地方監獄の外來教誨師と同様なる牧師を卒然  
 中央監獄に増加せざるを得ざる、ことあり、勾置監よ  
 り新教徒を中央監獄に移監する場合の如き其監獄  
 に教師の配置なきときは曾て臨席せざりし牧師を  
 他監より派遣し之に説教を爲さしめざるを得ざる  
 に至ること尠からず

基督宗の外觀的儀式の組立は法教師が深奥なる教  
 義の一滴を説くに當り如何なる輕妙の效驗を顯す  
 か、直接靈能の上に至大の感念を生せしむるならん  
 か、中央監獄に於ける儀式の組立につひては既に其  
 所思を陳べたるが如く謹嚴ならざる儀式の存立は  
 囚人の改過遷善の上に眞の美果と玉成を收むる能  
 はざるの障害となり、過大の囚人を一場の下に填充

せしむるときは更に多少の障礙を來し其填完に因て法教師が豫期したる熱心の説教を水泡に歸せしむるか或は之を數人の上に集めて一部の教化を抛棄するか孰れか其一を擇ばざるを得ざるに至るべし一般の不備なる儀式の組立より生ずる無数の困難は教師の教化上に最光なる唯一の困難にしてまた人爲より生ずる困難も少からず彼の就業師が陰かに囚人を煽動して其説教を妨げ或は最上の地位を有する獄吏にして口實を構へて説教を中止するが如き往々教師の愁訴を耳にしたることあり中央監獄の現行規則は教師をして工場又は運動場にあらざれば説教することを許さず教誨堂及其他の場所に於て箇人的説教を望む所の囚人は最も少數の部分に制限せられこの少數すら漸く減盡して彼等に説教を命ずるの要なきに至らんとす其然る所以のものは教師が囚人と信心を勸奨すれば勸奨するほど役業を執るの時間を減縮するを以て教師は工業の監督上より自から就業師に疾視せられ或る監獄の如きは教師が自由に工場に入ることを禁じ運動場に於ても亦同様にして散歩の時

間には緘黙を守らしめ進退を號令するより教師が特に一人の囚人を捉へて之に説教を施すときは他囚に幾分の影響を及ぼし號令の服従を怠らしめ猶ほ囚人の惡戯的低聲の諧謔と愚弄の目知の下に公然の説教をなすも眞心之に敬服するもの尠なきを以て典獄は外面上紀律と規則の嚴肅を妨ぐるものとし渠等の秩序を紊亂するを機會として運動場に臨席したる教師の説教を中止するが如きことあればなり斯の如く工場より出で、運動場に移り運動場より轉じて工場に臨む所の教師は果して如何なる説教を爲すか只外面上職務の責任を塞ぐに止り殆んど改過遷善の效驗なきを慨し其熱心なる演聲は他日監獄の門外に於て發揚するの餘力を存し置くに至るべし

教師の職務は囚人をして信頼せしむることを得べきものなれば宗派の異同に因り擯斥せらるべきものにあらす男女共に最先に基督教の慈善なる教を受けず暗昧なる獄底に投せられたるときは魔界に於てキリストの出現を祝する所の嘲罵を聽くに異ならず教師及大姉の法蓮に臨むも亦然り卑陋な

る嘲笑を放ちて祝せらるゝは今日に於ても猶ほ其弊あるを免れず囚人の眼中に映する教師は監獄の雇人視せられ外觀上に於ても之と同一の尊敬を拂はれ其慈善の深き渠等を過信するときは忽ち奇貨居るべしとするものあり教誨上より囚徒の性情を大別すれば之を二者に歸納するを得べし曰暴慢曰狡慧是なり蓋し暴慢なる者は終始收徳の行動なきも不耐忍にして紀律を恪守せず常に教師に對して粗暴不遜の舉動を演じ性質的の嫌惡にあらざれば感情的の自尊なるか其施與する所の法澤と助力を擧げて全然拒絶して信受せず狡慧なる者は自存の必要に因て其善行が刑罰の上に幾何の寛典を與へらるゝが特赦の稟申に際して教師の助言が政府の審査上に幾何の與力あるが其恩典に浴するの好方便として故らに積極的信心を裝ふものことす曾て中央監獄に於て巴里より多數の輕罪囚を移監したるに其半數者より教師に向つて耶蘇聖餐日に法蓮を開かんとを請願せりこの大信心の請願者たる眞個の悔悟心を有するものなるや否や教師も亦未だ其信僞を筈別すること能はず其原因

を尋るに中央監獄の女監に於て教師の爲人により偽善の弊行はれたる如く該男囚も亦教師の爲人を嫌惡したるより之を困頓せしめんとする惡意に出たることを發見せり女囚の破廉耻の心情と男囚の嫌惡の心情との間に往々擲楡翻弄せらるゝが如きことあるを以て教師の中には其任務に忠實なるもの尠からずと雖も亦偽善の弊如此なるを見て動もすれば失望の念を生ぜしむるものなきを保せず

教師の慈善を施すに熱心なる猶ほ二三の方法なきにあらす例へば囚人の善行を新聞紙に掲載するが如き家族の關係を親密ならしむるの一端にして大に家族等の切望して已まざる所なり然れども其方法たる符號的の名義を表示し以て家族の關係を公にせざるの注意なかるべからず如斯るときは教師は渠等の父子兄妹夫妻の間に立て一の紹介者となり渠等をして益々其善行を修め一日も早く放免の日に近づかんとを祈り善良なる社會の階級に復歸して再び家族的の親密なる關係を始むるに至るべしと二三の論者は大に之に反對し囚人を

して良民の列に復せしめんと欲せば宜く其出獄の日に於て之に職業を得せしむるの方法を設け一種の保護會社を設立せざるべからずこの會社たる固より規則的に組織せられ出獄者の爲めに必須の補助機關なりと雖も之を現在の情況に顧るに簡人的事業の保護たる殆んど蒼海の一沫にして放免の要件に於て未だ有力なる結果を示す能はず理論は姑く擱き猶ほ勁健なる盡瘁を要す

○樺戸監獄の灌漑溝

直木 喬君談

私は今度北海道を巡回致して其視察した中で一二の感じた點を御紹介申上げやうと思ひます。本年の九月初旬に東京を立ちまして北海道の各監獄を巡視致しました。其中でいろ／＼事務其他に就てお話申上げると長くなりますから著しく感じた點を御紹介申上げやうと思ひます。それは外ではありませぬが御承知の通り北海道は元集治監と稱へたのが三ヶ所ございます。即ち樺戸、十

勝、網走の二ヶ所でありますが、此三ヶ所の監獄は元徒流刑囚を拘禁致す爲に設けられたものであつて、刑法の島地に派遣するといふ此事實を充たす目的で設置された譯であつた。故に今日でも徒流刑囚が多く居るので其大部分は無期刑囚であります。此三監獄は何れも開墾を目的としたのでありますから多數の附屬地を有して居る。今日では樺戸の附屬地が一番廣いので、千何百萬町歩といふ程有ります。其内には山もあり澤もあり未開墾地もあります。さういふ次第で此三監獄は何れも仕事は耕作事業が主でございますので、大部分を外役させて居ります。其多く耕作させて居るのは野菜であつて、雜穀としては先づ豆類が多い。就中十勝の監獄は豆が能く出来るので豆を作つて居るが、樺戸監獄では疏水工事を起しました。其事柄は現典獄が明治三十六年のことでありましたが、計畫されました、是非疏水工事をやつて水田を開發したいといふことでありまして、其水田を造ることは事柄は宜しいが、或は不成功に終りはしないかといふことを當時心配致しましたが、熱心其

事に従事された結果首尾克く成功致しました。此ことは報告なり或は當時此協會の雜誌にも載つたと思ひますが、兎に角工事が出来上つて水田を着々造つて行き居るといふことは承つても居りましたが、今回私が出張致して實地工事を又水田を見たに就ては、餘ほど東京で考へて居たよりは感心が深く且つ其工事に對する功績を認めることになりました。前申す如く非常に多數の附屬地を有つて居りますが、唯野菜のみを耕作して居つたのでは利益が少く現に馬鈴薯の如きは之を地に埋めて置いて使用する趣であり又球菜の如きは寒中凍らしても使用が出来るさうであります。他の品になつたら澤山作つた所で其用を爲さない。單り監獄で使用するのみならず之を監獄の職員其他の人民にも拂下げて居りますが、至つて其利益は少ないといふことである。其邊から段々考へて是非此水田を應用しなくてはいけないといふ所から樺戸では水田を起す計畫をしたので、三十六年に起工して三十八年の末に落成致しました。此疏水式には三十九年の秋小河事務官が出張されて其式に

臨んだこともあります。ザツト此計畫をお話しますれば灌漑溝の長さが一里二十七丁三間餘で、此長い間をズツト四人の力で掘つたのであります。あつたらうといふことは想像が出来ます、又是を起さうと決心したことに就ては當時の苦心は私共想像以外と思ふ。又囚人を使役して素人である監獄職員が、此の如き工事を起さうと決心したは實に感心に堪へない。又此一里二十七町三間の此間を騎馬で典獄を始めズツト堤を通つて實際水路を見て參りましたがナカ／＼長いものである。監獄の敷地は此堀割つた灌漑溝の downstream になるので上流の方は民有地である。此水道のある所は月形村といふ村で水道に當る土地は村より提供し地益權を設定しあり水道の廣い所は幅が四五間もございいます。狭い所でも二間位ありまして立派に水が流れて居ります。其水を引いたのは須倍都川と申します。其堀割を有するも自然と土地が低くなつて居れば當然流れる様になる譯なるが高低がある。それを能く勾配を取つて計畫をしたといふことは、

當時道廳の技師の教も受け技術上の助けを得たのであるが、監獄の役人が是だけの工事をして其成功を告げるに至つたといふことは、取も直さず我々仲間の誇りとするに足ると信ずるのであります。而して此工事の爲にどれほど費用が掛つたかと申すと六千四百十九圓餘であります。此金の多くは謂ゆる手間賃であつて、材料で費用を要したのは百二十餘圓である。さうして此水田の爲に開墾した場所が今日監獄の所有地だけでも四十八町六反歩ある。是が爲に沿道の民有地に疏水をして水田を起すことになつたのが又ナカノありまです。今民有地で水田になつて居るのが二百町歩あり。元此水田の計畫は千町歩だけは其水で灌漑し得るといふのでありますから此以上まだ澤山に開くことが出来た。現に監獄の所屬地でも今日水田になつて居らぬ未墾の土地が百四十三町歩ございます。さうして今日既墾水田四十八町六反歩の收穫はどの位あるかと申せば、本年度の見込であるから多少變化はありませうが、先づ米が五百石は取れるといふので、樺戸監獄で囚人の爲に使用

する一年分の米は千二百石位であるさうでありますから、先づ其半近くは今日の水田からあがるもので用を足すことになりまます。追々に水田を造りますると百四十三町歩は出来るのであるが、之を開墾致しませぬでも既に四十八町歩で五百石取れば百町歩になれば殆ど監獄で用ひる米だけは他から買入れないので済むことになりまます。是は決してむづかしい事柄でなく少し囚人の數さへ多くあつて、追々に是は水田に致す計畫であるさうであります。此の如き事業は我監獄社會では未だ曾て見聞致しませぬ。是は單り監獄の利益のみならず、是が爲に月形村に利益を與へたことは幾許か分らぬ。現に水田になる爲に地價が五六倍にもなつたといふ有様であつて、是は月形村の價が増したことになる。又單り月形村の利益のみならず是は北海道の利益である。北海道の利益は即ち國家の利益である。大きく言へば監獄が一の國家事業を成したといふてもよいのである。御承知の如く北海道は米でも麥でも總て内地から仰かなければ

ばならぬ。其爲には非常に高いのである監獄では是迄野菜雜穀を作つて居るに過ぎないが、此の如く主要の食料品が監獄で出来ることになれば監獄は自立が出来。モウ一つ進んで麥が十分出来れば宜いが、麥はさう良く出来ならしい。が兎に角監獄で用ゆる米だけが其所で取れることになれば非常に利益であらうと考へるので、經濟上からいふても人を使役する點からいふても非常に利益であると考へます。此の如き事業は其當局者として之を吹聴することは出来ないから私共之を視察した以上は御紹介する義務があると信ずるのであります。假りに今の五百石の米を普通の相場に換算して見ると莫大の金額になるのである。さうして之れが使用せし費用は僅かに六千圓である。それから其工事が極く粗雑に出来て居つて一時限のものかと思つて、餘はと能く出来て居るので、道廳の技師などが見ても北海道の模範疏水工事であると稱へて居る位であつて、是又監獄史上誇るに足ることと思ひます。是は今回私が出張して實地に

見た事柄であります。十勝の如きも殆ど樺戸に劣らぬ所屬地を有つて居りますがさういふ主要物が出来ぬ。これは土地そのものがいけないので、麥も餘り出来ませぬ。豆を作るより外ないが、併し是も監獄で使ふだけ位はか出来て居りませぬので、内地へ廣く供給するまでに至つて居りませぬ。豆は十勝でも是非澤山作つて内地の監獄へ供給するやうになりたいと思ひます。網走の方でも主要食料品は耕作致して居らぬので麥は作つては居るが極く小部分で今後は専ら麥を耕作したいといふ新典獄の計畫であるやうですが是も結構のことと思つて居ります。樺戸の監獄は今日斯ういふ水田を開いて行けば追々自立することが出来まますから自耕自食の目的を達する上から申しても結構のことと考へます。要するに此樺戸監獄が此の如き工事を起し此の如き好成绩を擧ぐるに至つたことは單り監獄の利益のみならず謂ゆる國家の利益であると思ひますから、樺戸職員の勞を多とし特に此席を利用して其大要を御紹介した次第であります。

## ○岡部法相膳所監獄巡視中の事實

岡部法相は臺灣よりの歸途關西地方の監獄を巡視したることは前號紙上に報道せしが膳所監獄にては麥飯を喫し珠數を所望する事實ありとて同地より左の通信ありたり

岡部司法大臣閣下は小山監獄局長平沼民刑局長正親町秘書官其他を從へ監獄を訪ひ着監するや囚徒の晝食たる麥飯を取寄せ自ら胡麻鹽を振りかけ之れを喫し囚徒の日常生活の如何なるかを察し同時に安藤教務所長に向ひ教誨を施したる囚徒の心的狀態如何と問ひしに同所長は一々實例を提供して宗教的感化の如何に大なるかを説明し法相は大に満足しつゝ河俣典獄及び各課所長の案内にて一行を從へ女監拘留監を巡視し教誨堂に入るや開扉せられありし佛像の前に列べありし勤行本及び珠數を見て其理由を問はれしに安藤教務所長は勤行本とは佛典中の尊き偈文並に正信偈和讃を集めたるものにて毎週教誨開始前に教誨師の調聲に和し全

囚に助音發聲せしめ一面は肺部を強健ならしめ一面は簇がる妄想を拂ふて嚴肅に教誨を施すに其感動頗る深く又此珠數は頃日大谷派本山より寄贈せられたるものにて全囚に貸與せしむるものなるが同一の玉十八あるは是れ百八煩惱を退治する百八の數を略せしなり、又十八の數は本尊阿彌陀如來の成就せられし四十八願中の最要たる第十八願にかたどれりと解するもよし又色を異にせる二つの玉は眞俗二諦の表示にて一は智惠門の勢至菩薩他ば慈悲門の觀音大師を表せり中に大なる一の玉あり之を世間的に説けば一の親玉は父母又は君上を表し父母に孝なるものは必ず君に忠なるは事實なり去ば之を表示せる珠數を手にかけて佛前に跪けばその瞬間に如何なる没分曉の不孝漢も座ろに追悔の念を催はすなりと縷々陳述せしに大臣及び一行も大に感じ吾々にも頗つ事出來ざるやと問はれしかば安藤教務所長は一行に一連づ、進呈せしに大臣は予に三連賜らずやと懇請し开は一を夫人に一を夫人の母堂に呈しれしと云はれしかば安藤所長一方ならず喜び早速大臣に三連呈したるか岡部法

相は今後も出來得る限り各裁判所及び監獄署を訪問し一々實地視察の結果多少にても囚人を慰安し遷善の功果あるべきものは一も餘さず之を蒐集すべしと語られたるは吾等をして感歎措かざらしめたると共に吾等に大なる警告を與へたり

## ○佛教青年團の施療部開始

本郷區元町二丁目等正寺内の東京佛教青年團にては今回施療部なるものを開設し貧者の爲めに無料にて施療を爲すこととし二十餘名の醫師に之が囑託を爲せりと云其發表したる主意書左の如し

本團は去る三十九年佛教青年の有志を以て組織し東京十五區二部の緣日等を利用して路傍傳道を爲すこと實に四百餘回、一面に於ては下層社會の迷信を排斥し聖教の慰安を與へて道義の實踐を鼓吹し、一面に於ては各宗の青年に平民的傳道の模範を示し既往三年間幾多の迫害と無量の勞苦等を忍受して今や本團第一期の目的を達したるも、退て時勢の風潮を考ふれば生存競争

の度益甚しく勞働社會の如き日常辛慘なる生計に驅られて一朝病痾に侵さるるも醫藥の資に乏しき境遇にある人々に對し世上救助の道なきにあらざといへども手續や規則をわきまをざる人なきに非れば、吾人佛陀の慈訓を信奉するもの之を觀過するに忍びず、精神的慰安の上に單純なる方法を以て之を救濟せんが爲め仁慈博愛の志に富まるる國手方に囑托し、本團の力に適ふ範圍に於て施療券を發行し聊か同胞の恩に酬ひんとす而して之が實施の方法は、本團より施療券を發行し各事務所又は團員の手より之を病人に渡し指定の囑托醫院に就て無料にて治療を得るにあり、世の薄命なる病人者は遠慮なく來り玉ふべし

## ○平壤理事廳監獄新築工事

同理事監獄は本年中工費三萬八千八百圓にて受負工事に附したるが敷地は平壤新市街を距る六町餘にして兵營の北裏手に當る高燥の土地なり監獄及

官舎敷地共總坪數一萬餘坪にして各建物の坪數は事務室四十九坪九合五勺、監房九拾三坪一合二勺五才、内文房十六房雜居房六房、工場三十八坪五合、炊事場二十四坪なり、病監には舊監房を移築して用ゆ、事務室の周圍は煉化塀にして監房工場炊事場の周圍は板塀なり、本年は工場及炊事場并に周圍の板塀の建築に止め來年解氷の後再び着手し六月下旬竣工の筈なり而して監獄成工の上は平壤及鎮南浦新義州三理事廳裁判所の判決を受けたる受刑者を收容する都合なり尙ほ拘禁の都合により來年度に於て前記同様の監房を増築する都合なり

○滿期後重病者を在監せしむるに就て

釋放せらるべき在監者重き疾病に罹り監獄に於て醫療中の者を其請求に依り仍ほ在監せしむることを得べきは監獄法第二十九條の明示する所なるが右規定の結果として行旅病人取扱法に依り監獄所

在地の市町村役場に引渡したる從來の扱振は消滅するものなりやどの疑を抱かる、向ありとのことなるが監獄に繼續して在監せしむることを得るは危篤瀕死等實に止むを得ざる場合に限るものにして豫後不分明にして引取人なく又は旅費なき者の如きは従前通り明治三十五年二月愛媛縣知事伺に對する同年三月地方局長監獄局長連名の通牒に依り行旅病人として取扱ふべきこと勿論なりと云

○指紋を押捺せしむべき受刑者罪質に就て

指紋を押捺せしむべき受刑者罪質に付某典獄より該訓令中に列舉しある罪質中通貨偽造の罪及び文書偽造の罪に類似せる有價證券偽造の罪及び印章偽造の罪欠如せるが右は全然之を押捺せしむるに及ばざるかとの質疑に對し本省より有價證券偽造の罪は性質上文書偽造罪の一種に外ならず又印章偽造行使の罪も新刑法に於ては文書偽造罪の一種として規定せらる、故に(新刑法第百五十四條以

下參照)右罪質の者に付ては何れも指紋を押捺せしむべき義にして唯た印章を偽造するのみに止り之を行使せざる者(新刑法第百六十四條以下)に付ては押捺の必要な義なりと回答せられたりと云ふ、因に附記す指紋原紙取扱心得及記載例中第八の原紙表面に記載すべき受刑者の氏名は往々受刑者の自署を要するものと解せらるゝ向あるも右は受刑者をして記せしむるに及ばず作成せる主任者に於て記入するを以て足れる由

○假出獄證票を交付したる際、  
檢事及び監督警察官署へ通報する事項

典獄が假出獄證票を交付したるときは假出獄取締細則第四條に依り其旨を假出獄を許されたる者の住居の地を管轄する地方裁判所の檢事、刑の言渡を爲したる裁判所の檢事及び監督警察官署(住居の地を管轄する警察署を云ふ)に通報す可きことなるが其通報事項區々に涉るの虞あるを以て今般

- 監獄局長より各典獄へ大要左記事項を記すべき旨
- 一 裁判言渡及び確定の各年月日
- 一 罪名刑名刑期
- 一 刑の始期終期
- 一 刑の言渡を爲したる裁判所名
- 一 假出獄を許されたる者の住居の地を管轄する地方裁判所名
- 一 假出獄許可及び釋放の各年月日
- 一 監督警察官署名
- (監督警察官署への通報には監督警察官署名を除き差支なし)

○拳銃携帯方法

監獄官吏拳銃携帯の場合には衣の上(甲種外套着用の場合には外套の上)に携帯革を以て左肩より右脇に掛け帯革を以て帯ぶることに本省に於て決定せられ其旨を監獄局長より各典獄に通牒せられたり

# 救護事業

## ○橋本園の十年紀念謝恩會

創立後十年を経過せる前橋の橋本園にては去月紀念の謝恩會なるものを催せり當日の司宰は磐井宗成氏にて同氏の開會の辭に次て伊東昌春氏の祝辭園主橋本園太氏の挨拶あり次に磐井宗成氏、河西檢事正其他二三の保護事業に對する演説ありて最も同事業の有益なるを紹介し且つ園主の該事業を經營するに至りたる動機より其苦辛の經過を述べ其成功の偶然ならざるを賞揚したるには列席者一同襟を正して感に堪へたりと來賓の重なるは佐藤縣事務官、石井裁判所長、河西檢事正を始め判檢事、典獄、警察署長市長辯護士其他縣參事會員市會議員縣會議員等多數の有志にて盛會なりしと尙列席者には同園顧問たる井野定次郎氏のものせる園のあさ露と題せる免囚保護事業の必要なる理由より橋本園の効蹟を頌したる小冊子を配付したりと

云同冊子はいづれも出獄人保護事業の必要なるを説きたること云ふまでもなく冊子の目次として「犯罪豫防と免囚保護」上田定次郎、「免囚保護事業に對する誤解に就て」井野暢光、「免囚保護事業實際談」橋本園太、「橋本園十年紀念謝恩會に就て」磐井宗成、日本に於ける免囚保護事業一覽表の五項を擧げたり

## ○大分縣保護會臨時評議員會

保護會より報道

本會事業に付臨時評議員會開設の事に決定し十一月廿八日本會事務所に各評議員を招集したるに本日參席したるは會長足利綱宗顧問省策監事後藤辨太郎外評議員並に本會事業に關係あるもの九人にして正午十二時開會午後五時三十分閉會を告げたり左に評議員會の協議事項を報道す

### 評議員會協議事項

第一號議案保護事業ノ發達擴張ニ關スル件

一出獄者ナ一定ノ保護會ニ多數收容スルハ何レノ方面ヨリ視ルモ不可ナルヲ以テ從來ヨリモ一層他二職業紹介ノ勞ヲ執リ各

適當ナル職業ニ就カシメ保護ノ目的ヲ貫徹スルコト  
 二 出獄者保護ノ便利上必要アルヲ以テ全國各保護場ト聯絡ヲ通シ保護上必要アルモノハ之ヲ引受ケ或ハ囑托スル等相當保護ヲナスコト

三 出獄者ヲ相當ナル職業ニ導ク爲メ要スル費用即チ保護場ヨリ職業ニ至ル旅費又ハ職業ニ要スル器具器械費等ニシテ實際必要ト認ムベキモノハ一時貸與シ漸次償還セシムルコト  
 四 本會ヘハ養豚ノ爲メ一名ノ保護人ヲ常置備役シ居リシモ場合ニ依リテハ困難ヲ感スルコト多キニ付此ノ如キ場合ハ二名ヲ使役スルモ差支ナキコト

五 本會常置備役ノ被保護人労働賃金他ノ出稼中ノ被保護人労働賃金ニ比シ底廉ニ失スルヲ以テ増額スルコト  
 六 改正刑法實施ニ伴ヒ從來ノ監視廢セラレシニ依リ被保護人ノ監督上ニ就テハ從來ヨリモ一層之ヲ嚴ニシ犯罪防遏上力行ヲ要スベキコト

### 第二號議案保護事業ニ關スル諸報告ノ件

一 重要ナル部分ヲ口頭報告ニ止メ其他ハ役員ニ於テ隨時書類ヲ閱覽スルコト

### 第三號議案本會寄附行爲改正追加ノ件

一 最も考察ヲ要スベキコトニ付秘密調査ヲ途ケ熟議ヲ要スルコト

二 改正追加ノ上ハ其筋ヘ認可申請ヲナシ認可ノ上ハ印刷ニ付シ冊子トナシ各役員ヘ配付スルコト

### 第四號議案役員改選ノ件

- 改選役員氏名
- 總裁 (大分縣知事) 千葉貞幹
  - 會長 (名望家) 足利綱宗
  - 副會長 (町長) 玉置本資
  - 顧問 (典獄) 關省策
  - 主事 (辯護士) 安藤東太郎
  - 主事 (二十三銀行監査役) 小林師善
  - 同 (看守長) 瀨立角太郎
  - 監事 (辯護士) 後藤喜太郎
  - 評議員 (元住職) 足利綱宗

### 第五號議案茶話會開始ノ件

一 毎月第一第二日曜日茶話會ヲ開キ本會役員並ニ監獄吏員暨意出席シ新業ニ關スル意見ノ發表又ハ講話ヲナスコト  
 二 本會役員並ニ監獄吏員外ノモノト雖役員並ニ監獄吏員ノ紹介アルトキハ會長ノ承諾ヲ經テ參會セシムルコト  
 三 前二項ノ會費ハ參席者ノ自辨トスルコト  
 以上各項ニ就キ協議ヲ途ケ役員改選ヲ行ヒタルニ左ノ諸氏推薦セラレタリ

解護の上目下獨立の生活を爲し居るもの一人、  
救護院の紹介により目下良家の雇人となり居るもの四人、  
外出の儘歸院せざるもの二人、  
歸郷の目的を以て出發し目的地に到らざりしもの一人、

質 疑

- 同 (辯護士) 安東藤太郎
- 同 (辯護士) 後藤喜太郎
- 同 (豊州新聞社長) 長野松太郎
- 同 (大分新聞社長) 大澤淳三
- 同 (二十三銀行監査役) 小林師善
- 同 (看守長) 中間壽三郎
- 同 (看守長) 江上秀吉
- 同 (教誨師) 龍野善立
- 同 (大分縣立病院醫師) 田吹 環
- 同 (住職) 岐津宗伯
- 同 (住職) 高 惠教
- 同 (住職) 姫野文致
- 同 (住職) 來 迎 寺
- 同 (住職) 評議員

○平壤救護院免囚保護成績

平壤淨土宗華頂寺々立平壤救護院主任飯屋辨重師は星理事廳監獄主任と協議し熱心に免囚の保護に任し本年二月以來保護したる者十二名にして其成蹟左の如し  
相當の衣服及旅費を補給し歸郷せしめ目下親權者の許に在りて行狀良のもの四人、

問 監獄法第四十七條第二項は不適當の信書にして釋放の際未だ二年を経過せざるものは釋放後尙信書を抑留して二年経過の後廢棄するを得べきものと信ずるも反對論者は釋放の際已に二年を経過したる信書の外は不正の記事ある信書と雖も釋放の際本人に交付すべきものなりと主張せり如何  
答 監獄法第四十七條に依り不適當と認めたる信書は二年を経過したる後廢棄することに當りては監獄法施行規則第三百三十八條に依り廢棄すべきも

のと認めたるものは交付せず廢棄すべきにあらざると認めたるものは交付すべし

問 監獄法施行規則第三百三十八條第二項は法定期間経過後廢棄の目的を以て抑留せる不適當の信書を除く外例令は非親族の爲め又は度數超過の爲め發受を許さるもの及閱讀済の信書は釋放の際本人に交付すべきものと信ず如何  
答 貴見の通

問 日課表記載例に前月に於て就業三十日に満たざる者後月に至り三十日を終了する場合は後月分計算の時期に於て前月分の賞與金を併せて計算するものとあり依て見るときは監獄法施行規則第七十條の三號に就業三十日に満たざるものあるは就業三十日を経過したる者と云ふ意に非らず三十日に滿つれば前に遡り就業初日より賞與金の計算をなす可き義に候や果して然りとせば釋放月に於て就業三十日を終了したるもの(例令は十月中十日間就業し翌月二十日に至る場合又は十月中十日間就業し十一月中病氣休役し十二月中二十日間就業したる場合の如き)前

月分賞與金計算方法及日課表の整理は如何す可きや

答 監獄法施行規則第七十條第三號は就業三十日を経ざるものとの意にあらざり日課表記載例に定めあるが如く就業三十日に滿つれば遡りて賞與金計算を爲す旨趣なり尤御例示の如き場合は前月分と後月分と併算し就業三十日には滿つると雖も後月分賞與金計算の時期即監獄法施行規則第六十九條に依り賞與金計算を爲す時期には放棄後にて在監せず且後月分と併せて計算し得ざるを以て賞與金の計算を爲すことを得ざるものとす又前月分賞與金計算を爲すときは前月分は前月の日課表に記入し計算を爲し然るべし

監獄協會記事

○茶話會

去月十四日第二土曜日例に依り茶話會を開き午後二時より講演に移り眞木事務官の樺戸の瀧漚溝視

察談あり次に泉二參事官の幼年犯罪者に就て長時  
 間に亘る演説ありたり兩氏講演の要領はいづれも  
 本號講演欄に掲げれば就て看るべし當日來會し  
 たる者の氏名左の如し

- |        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 齋藤敬二   | 中村文助  | 川俣惟喬   |
| 山口トヨ   | 藤居 虛  | 大草東三郎  |
| 志賀吉太郎  | 山本 晋  | 小川 齊   |
| 近藤八十吉  | 山内末吉  | 伊東鐵治   |
| 高木りょう  | 柏原堅十  | 西村信敏   |
| 白井勇松   | 松井太作  | 阿部註二   |
| 天野 颯助  | 橋本 柚助 | 須川留吉   |
| 山内新七   | 高田利八郎 | 吉川一江   |
| 吉野 徳市  | 島田 榮造 | 長谷川春三郎 |
| 森 榮 凌  | 常石政次郎 | 長崎通義   |
| 菅沼龍藏   | 深澤權之助 | 小川千代作  |
| 青木七太郎  | 淺田廣輔  | 加藤市藏   |
| 廣部 淳   | 今井莊九郎 | 木島正三   |
| 津ノ地佐一郎 | 大西次夫  | 龍 清光   |
| 十河政之   | 伊東龍臣  | 白瀬長太郎  |
| 大野環四郎  | 篠田又吉  | 一之澤 榮  |
| 長谷川鐘太郎 | 宮澤常彌  | 卜部 基   |
| 吉井宗三郎  | 金澤公炳  | 安松 量   |
| 池内重慶   | 北村貞造  | 古矢嘉助   |

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 大石 徳夫 | 和田加年代 | 藤谷恒太郎 |
| 西村駒治郎 | 武田仁恕  | 河野純孝  |
| 田中一雄  | 鹽野彌三郎 | 香川又二郎 |
| 有馬四郎助 | 藤澤正啓  | 眞木 喬  |

# 獄務練習新書豫約出版廣告

法學士 佐々木秀司君

法學士 鳩山一郎君

安松虎雄君 合著

- 監獄法講義附監獄法令沿革
- 憲 法 講 義
- 行 法 講 義
- 刑 法 講 義
- 刑 法 講 義
- 裁 判 法 講 義
- 裁 判 法 講 義
- 裁 判 法 講 義
- 裁 判 法 講 義
- 裁 判 法 講 義
- 統 計 學 講 義
- 附 錄 英 語 自 習 法 義



全

○菊版總紙數凡九百頁○用紙上質印刷鮮明○クローズ金字入美裝○定價一部金壹圓五拾錢○内地小包料拾貳錢(東京市内ハ四錢)○臺灣樺太清韓地方ハ開封郵便トシテ金貳拾錢

○豫約減價金壹圓貳拾錢○遞送料實費申受ク○本書豫約者ニ對シ今回本院出版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ

○豫約期限本年十月三十一日限期限後ハ定價ニ復ス○送本十一月一日ヨリ申込順ヲ以テ送送ス○一官署内二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非サレハ一切送本セス○本書代金ハ着本即日下ノ如ク御仕拂ヲ乞フ(一)十九部迄ハ着本即日全額(二)二十部以上四十九部迄ハ着本即日一冊ニ付金六拾錢(三)五十部以上ハ着本即日一冊ニ付金四拾錢翌月末日同金四拾錢其翌月末日同金四拾錢ノ三回ニ御送金ヲ乞フ○右ノ外遞送料トシテ其實費御仕拂ヲ乞フ○送金ハ郵便爲換ヲ以テ四谷局又ハ東京書院振替貯金口座七九八三番ハ拂込ヲ乞フ

裏面に續く▲



會費送附方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會理事 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十一年十二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人 磯村政富  
 印刷人 磯村兌貞  
 發行所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地 監獄協會  
 印刷所 東京市四谷區荒木町二十七番地 東京書院印刷部  
 賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院

二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第貳拾壹卷第十二號) (明治四十一年十二月二十日發行每月一回二十日發行)